

平成29年10月 2 日（月曜日）

第 3 号

平成29年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第3号

平成29年10月2日（月曜日）

出席委員

委員長

松山丈史君

副委員長

内田尊之君

道見泰憲君

畠山みのり君

新沼透君

田中英樹君

山崎泉君

沖田清志君

中野秀敏君

村木中君

長尾信秀君

広田まゆみ君

岩本剛人君

出席説明員

農政部長 小野塚修一君

農政部長
食の安全推進監 森田良二君

農政部次長 多田輝美君

食の安全推進局長 西英機君

生産振興局長 宮田大君

農業経営局長 渡邊頭太郎君

農村振興局長 藤田二君

農政部技監 足立一郎君

競馬事業室長 大野克之君

技術支援担当局長 横田喜美子君

活性化支援担当局長 西崎高君

農政課長 水戸部裕君

食品政策課長 瀬川辰徳君

6次産業化担当課長 野口正浩君

園芸担当課長 坂上悟君

畜産振興課長 山口和海君

環境飼料担当課長 赤池政彦君

技術普及課長 白旗哲史君

農業経営課長 橋本真明君

農地調整課長 尾崎純一君

農村設計課長 橋本智史君

活性化担当課長 市川智啓君

農地整備課長 山崎毅匡君

農村整備課長 芳賀是則君

経済部長 阿部啓二君

経済部観光振興監 木本晃君

経済部食産業振興監 田辺利信君

経済部次長 倉本博史君

食関連産業室長 三井真君

経済企画局長 佐藤靖史君

観光局長 多田聡史君

地域経済局長 尾形和則君

産業振興局長 野村聡君

労働政策局長 堀泰雄君

国際経済室長 加藤浩君

国際観光担当局長 近藤裕司君

環境・エネルギー
室長 中島俊明君

| | | | |
|-------------|-------|------------|-------|
| 総務課長 | 遊佐貴志君 | 同 | 佐藤隆久君 |
| 食関連産業室参事 | 山口了子君 | 雇用労政課長 | 田邊弘一君 |
| 経済企画課長 | 仲野克彦君 | 就業支援担当課長 | 千葉公志君 |
| 経済調査担当課長 | 佐川泰隆君 | 働き方改革推進室長 | 土屋節子君 |
| 国際経済室参事 | 天野紀幸君 | | |
| 観光局参事 | 山口要君 | 議会事務局職員出席者 | |
| 同 | 内藤智之君 | 議事課主幹 | 西本司君 |
| 同 | 磯部政志君 | 議事課主査 | 寅尾昌史君 |
| 同 | 沖野洋君 | 同 | 神澤信宏君 |
| 産業振興課長 | 新津健次君 | 同 | 田中啓之君 |
| 立地担当課長 | 北村英士君 | 同 | 有馬一幸君 |
| 環境・エネルギー室参事 | 星昌浩君 | 同 | 渋谷崇君 |
| | | 同 | 加藤隆行君 |

午後1時1分開議

○松山文史委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔寅尾主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

新 沼 透 委員

田 中 英 樹 委員

であります。

○松山文史委員長 それでは、議案第1号ないし第4号を一括議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○松山文史委員長 9月29日に引き続き、農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

道見泰憲君。

○道見泰憲委員 それでは、私から4項目の質問をさせていただきますので、皆様、何とぞよろしくをお願いします。

最初は、企業連携・農業法人化に向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

道では、本道の農業を支える多様な担い手の育成確保を推進するため、農業へ参入を希望する道内外の企業へのPRや参入相談、企業との連携を希望する地域とのマッチングなどを行うための相談窓口として、企業連携・農業法人化サポートデスクを昨年4月に開設し、農業法人化など

の取り組みを進めておりますが、開設後、既に1年半が経過していることから、これまでの取り組み状況などについて伺ってまいります。

まず、これまでの相談件数はどのようになっているのか、相談内容とあわせてお聞かせください。

○松山文史委員長 農業経営課長橋本真明君。

○橋本農業経営課長 企業連携・農業法人化サポートデスクへの相談件数などについてであります。サポートデスクの設置から本年9月20日までの相談件数は211件で、そのうち、企業からは75社、118件、農業者からは28件、その他、農業関係機関・団体等からは65件となっているところであります。

また、主な内容としましては、企業からは、法人設立要件の照会や、検討している事業に対する意見照会、地域との連携を図るための方策についての相談が多く、農業者からは、新規作物の導入や6次産業化を契機とした法人の設立、補助事業や資金に関する相談など、関係機関・団体等からは、サポートデスクの取り組み内容の照会などがあつたところがございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 それでは、サポートデスクの取り組みについて伺います。

これまで、サポートデスクへの相談を通して、企業との連携や農業法人化に向けて、どのような取り組みが具体的に進められてきたのか、また、これからどう進めようとされているのか、伺います。

○橋本農業経営課長 サポートデスクの取り組みについてであります。サポートデスクでは、企業や地域からの相談に対応するとともに、その内容に応じて、関連部局と情報共有を図りながら、合同で、意向確認のための企業訪問などを行ってまいりました。

また、こうした情報を市町村やJA等に提供するとともに、地域の意向を踏まえた上で、企業による現地調査の実施や意見交換の場の設定など、双方のマッチングを図ってきたところであります。

このような中、昨年度、サポートデスクが調整した企業と地域とのマッチング件数は、6社、13件となっており、具体例としましては、トヨタ自動車株式会社が有する改善ノウハウの農業への導入支援をきっかけとした、同社との連携協定の締結や、フランスの老舗ワイナリーのモンテューユ社の意向を踏まえて、関係機関との協議、調整を経て実現した、同社の函館市への参入などがあります。

今後とも、企業や地域の抱える課題にきめ細かく対応しながら、相互理解の促進、機運の醸成などを通じ、双方のマッチングを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、評価について伺います。

約1年半経過したと先ほどもお話ししましたが、改めて、道は、サポートデスクの役割をどのように認識し、これまでの取り組みをどう評価しているのか、伺います。

○松山丈史委員長 農業経営局長渡邊頭太郎君。

○渡邊農業経営局長 サポートデスクの役割と評価についてであります。農家戸数の減少や高齢化が進行する中、サポートデスクは、農業経営の法人化や、企業と地域農業との連携支援などを通じ、地域農業・農村の活性化に寄与するなど、重要な役割を担っているものと認識しております。

このような中、サポートデスクに対するこれまでの相談件数が200件を超えるなど、企業や地域からの期待は大変大きく、トヨタとの連携協定の締結、モンティエユ社の函館市への参入の実現など、着実に成果が上がっているものと考えているところであります。

道といたしましては、今後も、地域と企業の双方からの期待に応えられるよう、サポートデスクによる取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 今後の対応についても聞いておきます。

家族経営が主体の農業においては、経営規模の拡大や高齢化への対応に課題があつて、若者が参画しやすい環境づくりなども含め、農業法人化などの取り組みがますます重要になってくると考えます。

本道農業を支える多様な担い手の育成確保を推進するため、道は、今後、どのように取り組みを進めてまいりたいのか、部長にお聞きします。

○松山丈史委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 多様な担い手の育成確保についてでございますが、本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、家族経営の後継者や農外からの就農の促進に加えまして、農業経営の法人化や企業との連携などにより、多様な担い手を育成確保していくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、農業大学校における実践的な研修、教育や、農業改良普及センターによる技術・経営指導はもとより、民間企業の有するノウハウや資金、人材等が地域農業の活性化に効果的に活用されるよう、サポートデスクを設置し、企業と地域とのマッチングを進めてきたところでございます。

今後は、こうした取り組みとともに、高校生、大学生など若者の就農意欲の喚起や、経営の法人化等にチャレンジする若手農業者を対象とした研修を実施いたしますほか、企業連携に係る地域段階の推進体制の整備などに積極的に取り組み、本道農業を支える担い手の育成確保に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 それでは次に、スマート農業について伺います。

現在、我が国では、本格的な人口減少時代を迎え、どの産業においても、現場での労働力不足が顕在化しており、本道の農業地帯でも、担い手の減少や高齢化が急速に進み、労働力不足が年々深刻な状況となっております。

このため、国では、ロボット技術、ICTを活用した超省力生産や高品質生産を実現する農業の姿をスマート農業と位置づけて推進を図っており、道内の生産現場では、全国に先駆けて、人工衛星からの位置情報をもとに作業経路を表示するGPSガイダンスシステムの導入が進むなど、先端技術が現場で活用される例がふえてきておるといことであります。

こうしたスマート農業の導入の流れは、若者が、農業にチャレンジし、定着するところまでを含めると、大変大きいものがあり、来年4月の準天頂衛星「みちびき」の運用によるGPSガイダンスシステムの高精度化などにより、農業関係者から一層注目されているとのことであります。

道においても、こうした新技術の登場にあわせ、取り組みの強化を図ることを検討しているものと考えておりますが、以下伺ってまいります。

最初に、スマート農業の現状をお聞きします。

先端技術を活用したスマート農業に対する農業関係者の期待は大変大きいものがありますが、道内のスマート農業の現状について教えてください。

○松山丈史委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 スマート農業の現状についてであります。道内では、大規模な畑作経営や水田経営を中心に、人工衛星からの信号をもとに正確な作業経路を表示するGPSガイダンスシステムや、作業経路の保持を自動で行う自動操舵装置の導入が急速に進み、平成28年度までに、GPSガイダンスが7000台、自動操舵装置が2840台導入されており、全国に占める割合も8割以上となっている状況であります。

また、酪農経営では、搾乳作業の自動化を実現した搾乳ロボットが、ことしの2月現在、191戸で312台が稼働しているほか、哺乳ロボットも78台導入されております。

このほか、自動的に高度な環境制御を行う園芸施設、作業記録や労務管理を効率化する経営管理ソフトなど、幅広い技術が活用されているところであります。

以上です。

○道見泰憲委員 これまでの取り組みと今後の課題についても確認をさせていただきます。

昨年年第1回定例会予算特別委員会やその後の農政委員会で、我が会派の委員から伺っておりますが、既に1年以上が経過しておりますので、スマート農業の導入促進に向けたその後の取り組みと、そこから明らかになった成果や課題にはどのようなものがあるのか、伺います。

○松山丈史委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 最近の取り組みと、その成果や課題についてでございますが、昨年度、道では、新たに、個人や団体、企業を問わず参画できる北海道スマート農業推進協議体を設置し、新技術の活用事例、技術情報の共有を図るとともに、道立農業大学校では、JAや市町村の職員などを対象にした実践研修を新設し、地域の人材育成を進めてきたところでございます。

また、昨年11月30日と12月1日の2日間、札幌で北海道スマート農業フェアを開催し、技術セミナーのほか、企業や大学など61者の幅広い技術を展示し、5000人の来場者の方々に、直接、先

端技術に触れる機会を提供してきたところでございます。

これら実践研修やフェアの来場者アンケートなどから、現場では、GPSガイダンスやリモートセンシングなどに関心が高いものの、地域の営農体系にどう取り入れて活用していくか、具体的な検討が必要との声が多く、こうした検討に役立つ先行事例や活用方法などの情報を全道に普及していくことの重要性が改めて確認できたところです。

以上です。

○道見泰憲委員 それでは、今後のスマート農業の推進について質問をさせていただきます。

本道は、先進的な経営への取り組みが数多く進められている、我が国で最大の農業地域であります。

本道農業は、その規模や形態から、革新的技術の開発や導入を推進する上で一定の役割が求められ、農業の新たな可能性として、その成果を示していく立場にあると考えております。

ICT、GPS、ロボット技術などの最先端技術を生かし、超省力化や高品質生産を可能にするスマート農業の取り組みを推進するとの知事公約を力強く進めていくためにも、これまでの成果や課題を踏まえ、道は、若者へのアプローチなど、どのように取り組みを進めていこうとされているのか、部長に伺いたいと思います。

○小野塚農政部長 スマート農業の今後の取り組みについてでございますが、道では、今年度から、新技術の導入や活用に向けた各地域の検討を支援するため、新たに、農業団体と連携協力して、各地に出向くセミナーや展示を行っているところでございます。

平成30年度に向けましては、こうした取り組みを強化するほか、準天頂衛星やリモートセンシングなど、新たな技術の活用を進めるとともに、経験が浅い後継者など、若い世代にも高いレベルの営農が可能となるよう、道立農業大学校の教育機能を一層活用して、若い担い手や地域リーダーの育成強化に取り組む考えでございます。

さらに、全道シンポジウムの実施や地域主体の勉強会への支援、ホームページやメールマガジン等を通じた情報共有など、地域を主体に据えた総合的な取り組みを着実に進め、本道農業の新たな可能性を引き出すスマート農業を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 3点目の質問に入りたいと思います。

地理的表示についてでございます。

GI——地理的表示は、御存じのように、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結びついていて、その結びつきを特定できるような名称としておりますが、これが付されたものを知的財産として保護し、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的として、平成26年6月に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律によって定められたものであります。

地理的表示は、国際的にも広く認知されておりますが、先般の日EU・EPA交渉でも対象となって、関心が高まっていることから、何点か質問をさせていただきます。

最初に、地理的表示制度の認識等について伺います。

本道農業の特性や潜在力などから、ブランド力が高い地理的表示の活用は、本道農業の発展に欠かせない、極めて有用な制度であると考えております。

国内では、本年9月15日までに42件が登録され、道内では、最初の登録となった平成27年12月に夕張メロンが、その翌年の10月には十勝川西長いもが登録されておりますが、道としては、この制度をどのように認識し、道産品の登録状況をどう考えているのか、伺います。

○松山丈史委員長 食の安全推進局長西英機君。

○西食の安全推進局長 地理的表示制度に関する認識などについてであります。地理的表示制度、いわゆるG I制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物や食品などの製品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、国に登録することができる制度でございます。

本道におきましては、現在、夕張メロンと十勝川西長いもの2品が登録されておりますが、G Iは、登録された産品にマークを付すことにより、国内外において知的財産として保護され、高い水準のブランドとして認められる制度であり、我が国で最大の食料供給地域である本道としましては、今後、さらに登録数を増加させていくことが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 その登録についても伺っておきます。

地理的表示の登録を拡大していくためには、何よりも制度の周知が重要であります。

登録の要件がどのようになっているのか、登録までにどの程度の時間がかかるものなのか、伺います。

○松山丈史委員長 食品政策課長瀬川辰徳君。

○瀬川食品政策課長 G I制度の登録要件などについてでございますが、この制度におきましては、地域と結びついた名称の使用実績があり、生産者が所在する地域の範囲が特定されていること、生産方法が定められ、遵守されているとともに、おおむね25年以上の生産実績があること、さらに、外観や食味、栄養価などに、類似の産品と比較して特徴があり、社会的に高い評価を受けているとともに、生産地の気候、風土などの自然的な特性や、伝統的な製法などの人的な特性と結びついていることなどが登録の要件となっております。

また、申請から登録までの期間につきましては、夕張メロンにおいては約6カ月、十勝川西長いもにおいては約9カ月を要しているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 今お話しいただいたようなさまざまなハードルが用意されているということですが、登録上の課題についても確認をしておきます。

道内の登録が2件にとどまっている現状を見ると、登録のためのハードルが相当高いと感じますが、対象となる道産品はまだまだあるのではないかと考えます。そういうふうを考えているのは私だけではないと思うのです。

【第2分科会 10月2日 第3号】

登録に当たって、どのような課題があるのか、伺っておきます。

○瀬川食品政策課長 登録に当たっての課題についてでございますが、G I制度は、おおむね25年という長期間にわたり、一定の基準に基づく生産実績が求められるなど、高い水準の要件が設定されているところでございます。

また、国内では、地域団体商標など、食に関するさまざまな表示制度がございまして、道内においても、多くの地域で取り組まれてきてございますが、G I制度は、運用されてから2年余りの新たな制度で、そのメリットや仕組みの理解が十分ではない状況にございまして、道としては、制度の一層の周知が必要と認識しているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 これまでの取り組みについても確認をしておきます。

登録に当たってクリアすべき課題が相当あるということは、制度が目指している目的の性格上、当然のことではあります。道は、これまで、課題解決のための取り組みをどのように進めてきたのか、確認させてください。

○瀬川食品政策課長 これまでの取り組みについてでございますが、道では、G I制度の普及を進めるため、国と連携いたしまして、各種会議において制度の周知に努めてきているほか、地域への普及の状況などにつきまして、国が委嘱した、G Iの登録申請に係る専門知識を有するアドバイザーと意見交換を行ってきたところでございます。

また、振興局や農業改良普及センターなどに対しまして、G I制度の周知を図り、新たな製品の掘り起こしや登録の拡大に向け、随時相談に対応できる体制づくりを進めてきているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 この件に関する最後の質問になります。今後の対応についてです。

地理的表示については、生産者の利益を守るだけでなく、道が進めている輸出拡大にとっても重要な制度であって、特に、巨大な経済圏を形成するEUとの経済連携協定の発効に向けて、積極的に登録を進めたほうがよいのではないかと考えるところであります。

道は、今後、どのように取り組みを進められることになるのか、伺います。

○松山文史委員長 農政部食の安全推進監森田良二君。

○森田農政部食の安全推進監 今後の対応についてでございますが、G I制度は、登録された産品について、国内外での不正使用を国が取り締まることを通じて保護し、他の産品との差別化や品質の保証などを図るものであり、道産農畜産物のブランド化の強化、輸出など販路の拡大を推進する上で重要な取り組みと考えております。

道といたしましては、引き続き、国や関係団体などと連携し、今後、道内各地で開催されるG I制度に関する説明会等を通じ、制度の具体的なメリットや仕組みなどについて、生産者などへの一層の普及を進めますとともに、新たな産品の登録の可能性のある産地に対し、G Iアドバイザーとも連携して、働きかけを強め、登録の拡大を図ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 では、最後の4点目の質問に移ります。

4点目は、畜産経営安定法の見直しについて伺います。

さきの我が会派の同僚議員の一般質問でも伺っておりますが、畜産経営安定法及び農畜産業振興機構法の改正による、加工原料乳の生産者補給金などの制度の見直しに関して示された政省令案などについて、何点か伺ってまいりたいと思います。

最初に、法に基づく制度設計についてであります。

本年6月に、畜産経営安定法及び農畜産業振興機構法の一部を改正する法律が成立し、その後、具体的な制度設計に向けて、国は、道や農業団体との意見交換を行ってきたと聞いておりますが、国に対してはどのような提案をされてきたのか、まず確認させてください。

○松山丈史委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 国への提案についてであります。現行の指定生乳生産者団体制度が果たしている、飲用向けと乳製品向けの調整や、条件不利地域の集乳、輸送コストの削減、乳価交渉力の確保といった機能は、本道の酪農経営の安定と、乳業など関連産業の発展を図る上で、大変重要であると考えております。

このため、道としましては、政省令等における具体的な制度設計に当たり、国に対して、こうした機能が引き続き適正に発揮されるよう、飲用牛乳の不需要期のみに余った生乳を加工用に仕向けるなどの場当たりの対応が排除されることや、新たに創設される集送乳調整金の交付対象となる事業者について、遠隔地や小規模酪農家に対して不当に安い乳価を提示したり、貯乳タンク等の新たな施設整備を強要するなど、実質的に生産者から契約を断らせるような事業者や、集乳に必要なタンクローリーを確保していない、あるいは運送業者との契約が締結されていないといった、十分な集乳能力を持たない事業者が指定されることのない制度となるよう、適切な要件の設定を繰り返し求めてきたところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 政省令案についても確認をします。

今後とも、生乳の需給調整や条件不利地域における集乳など、現行の指定生乳生産者団体制度が果たしてきた機能の維持が求められるところではありますが、今回示された政省令案は、こうした機能が維持されるような内容となっているのか、確認させてください。

○宮田生産振興局長 政省令案についてであります。今回公表された政省令案では、加工原料乳の生産者補給金等の交付要件である年間販売計画の基準を初め、集送乳調整金の交付要件や、指定事業者が生乳取引を拒否できる正当な理由などが定められておまして、これまで道が国に対して求めてきた、場当たりの対応の排除や、集送乳調整金の交付対象事業者の要件などについて、おおむね確保されていると受けとめているところです。

なお、年間販売計画の基準や記載項目、事業者が生乳取引を拒否できる正当な理由の具体例など、より詳細な内容については、今後通知される運用等によって示されると聞いています。

す。

以上です。

○道見泰憲委員 今後のスケジュールについても確認をしておきます。

国が、現在、パブリックコメントを求めている政省令案への意見や情報の受け付けは10月5日で締め切られますが、来年4月からの新たなスタートに向けて、関係者への周知期間など必要となります。

道は、今後、どのようなスケジュールで、どのように進めていくお考えなのか、教えてください。

○山口畜産振興課長 今後のスケジュールなどについてであります。政省令等の公布については、現在行われているパブリックコメントが今月5日に終了した後、今月下旬にも行われると聞いております。

改正法のもとでは、生産者補給交付金等の交付を受けようとする事業者は、年間を通じた用途別の需要に基づく年間販売計画を策定した上で、年明けにも国に提出する必要がある、さらに、集送乳調整金の交付対象者の指定も受けようとする事業者は、法令で定める基準に即した定款や業務規程などを添えて、都道府県に申請する必要があります。

また、来年4月の改正法の施行に向け、事業者がこれらの事務を年度内に完了するためには、それ以前に、生産者の方々などとの契約の締結を初め、定款や業務規程の変更手続などを行っておかなければなりません。

このため、道としましては、政省令等の公布後、速やかに、国と連携しながら、説明会の開催や具体的な事例集などによる制度の周知徹底を図り、生産者、生産者団体、乳業者などの関係者の皆さんが、必要な手続を円滑に進められるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 最後に、道としての対応についても確認をさせていただきます。

本道の酪農にとって、指定生乳生産者団体制度は重要な仕組みであり、今後とも、その機能を維持しながら、本道の実態に即した制度にしていく必要があると考えております。

そのために、道としてどのような対応を行っていく考えなのか、伺います。

○小野塚農政部長 道の対応についてでございますが、畜産経営の安定に関する法律の見直しにつきましては、来年4月の改正法施行後、本道の酪農経営の実態に即して制度が運用されることが極めて重要であると考えております。

このため、道では、集送乳調整金の交付対象事業者の速やかな指定を初め、毎月、乳業工場ごとに、生乳の処理実績の検証や突合、都府県との調整などを行い、正確かつ迅速に加工原料乳向け生乳の数量を認定し、国や農畜産業振興機構へ報告するなどの業務を進めていく必要がございます。

さらに、新たに生産者補給金等の交付対象者となる事業者に向けましては、これらの手続が円

滑に進むよう、生乳処理や乳製品製造の実績報告書の記載方法、留意点の説明など、より丁寧な対応が求められるところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、対象事業者や乳業工場等に対する報告徴収、立入検査などの業務を適正に進め、現行の指定生乳生産者団体制度が果たしてきた機能が引き続き発揮され、生乳の安定取引の確保と酪農経営の安定が図られるよう努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 終わります。ありがとうございました。

○松山文史委員長 道見委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 私から、農家所得の保障のための再生可能エネルギーの導入推進について、また、グリーン・ツーリズムと農泊の推進について御質問させていただきます。

私は、ヨーロッパの小規模自治体の自立的な地域経営に大変注目していきまして、農家戸数が減っても農村人口が減らない町や村があります。文化的な背景もありますけれども、北海道の農村に持ち込みたいものは、エネルギーの自立と観光収入ではないかと考えます。

そこでまず、風力発電について伺いますが、農地を活用した農家による小規模な風力発電の事例はあるか、伺います。

ドイツ、デンマークを初め、ヨーロッパの小規模自治体においては、グローバル化に対応する実質的な農家所得の保障や農村地域の振興に大きな役割を果たしていると聞きます。

広大な農地を有し、風力発電のポテンシャルも高いと言われている北海道において、なぜ取り組みが進まないのか、改めて伺うとともに、その課題の解決のためにどのように取り組まれる考えか、伺います。

○松山文史委員長 農地調整課長尾崎純一君。

○尾崎農地調整課長 農地を活用した風力発電の取り組みについてであります。本道において、農地を転用して風力発電設備を設置した事例は、これまでのところ、ないものと承知しております。

風力発電については、風速や風向きによって発電量が左右され、設置に適した場所の確保などの課題があることに加え、農地に設置する場合には、関係者の合意のもと、優良農地の確保など、地域の農業振興と調和のとれた形で進める必要があるところでございます。

道としては、農村地域において、風力等の再生可能エネルギーを利用することは、地域の活性化にもつながる重要な取り組みと認識しているところであり、農地等の適切な運用に努めつつ、関係部局と情報共有を図りながら、優良農地の確保と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいる考えでございます。

○広田まゆみ委員 次に、小水力発電について伺いますが、昨年の議会でも、エネルギー政策の一環として小水力発電について取り組みが進んでいる長野を事例に、農政部に対してではありま

【第2分科会 10月2日 第3号】

せんでしたけれども、質問させていただきました。

私が長野県を事例に取り上げたのは、小水力発電によって、農業関連施設の維持補修など、地域振興に対してお金が循環する仕組みが確立されていることが理由でした。

北海道には冬期の課題があることは承知をしていますが、北海道の農村地域の振興に対して小水力発電が持つ可能性をどのように評価しているのか、また、実態はどのようになっているのか、伺います。

○松山文史委員長 農村振興局長藤田二君。

○藤田農村振興局長 小水力発電についてであります。現在、農業水利施設を活用し、道営事業では、オホーツク管内のダムで1カ所、国営事業では、上川管内の用水路で2カ所、合わせて道内で3カ所の小水力発電施設の整備を実施しております。

こうした取り組みは、地域の資源や農業用施設の有効活用とともに、施設の維持管理費の軽減につながる、意義のあるものと認識していますが、本道は、通水の期間が短いこと、積雪寒冷で、冬の期間における運転管理体制の強化が必要となることなど、他県とは異なる課題もあるところでは。

道といたしましては、経済性が高い施設の整備に向けた検討を行おうとする施設管理者に対し、関係機関と連携して技術支援を行うなど、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 次に、バイオエタノールの導入推進について伺います。

本道の持続可能な発展のため、車への依存度が高い農村地域については、自動車燃料の確保が重要な課題であると考えていますが、残念ながら、全庁的にこれについての危機意識が低いと思っており、私は、非常に重要な問題として、一刻も早く対応すべきと考えています。

食料と競合しない作物を活用するのが大前提ではありますが、バイオエタノールの導入などを積極的に進めるべきと考えます。現在の取り組みの状況と今後の課題などについて、どのように考えているのか、伺います。

○松山文史委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 バイオエタノールの導入推進についてでございますが、道では、これまで、バイオエタノールの製造拠点として、苫小牧市と清水町の2カ所で施設整備や運営を支援してきたところでありますが、ともに平成27年3月で操業を停止しており、バイオエタノールの導入推進に当たっては、その要因ともなった原料作物の安定的な確保や、価格の高騰、運転資金の不足などへの対応が主要な課題であると考えております。

現在、道内にバイオエタノール工場はない状況でございますが、道といたしましては、木質バイオマス、家畜排せつ物といった、農林水産業から発生する副産物の有効活用や、風力発電、小水力発電などによる再生可能エネルギーの導入を推進しているところでございます。

以上です。

○**広田まゆみ委員** バイオエタノールの製造がもう全くやられていないということですが、これまでのような大規模型ではなくて、自動車もハイテク化が進んでいるのですけれども、農村の地域振興を考えたときに、もっとローテクで、小さな単位のものについて——今回は、太陽光発電と、家畜ふん尿やバイオマスについてはあえて省きましたけれども、農家所得の保障という観点から、地球温暖化対策の税金などの資源も幅広く活用していくべきです。

酪農を初め、大規模化、機械化する農業において、電気や化石燃料への依存度が非常に高いことについて、私は、食料自給の観点からも非常に危機意識を持っています。幾ら反当収入を上げても、お金が流出してしまうということについて、もっとしっかり取り組んでいただきたいと指摘しておきます。

次に、グリーン・ツーリズムと農泊の推進について伺います。

まず、グリーン・ツーリズムに係る検証後の取り組みについてです。

昨年開催された農泊のシンポジウムに私も参加させていただいたのですけれども、北海道がこれまで先進的に取り組んできたとされるグリーン・ツーリズムの受け入れ農家に対して直接行ったアンケートの結果などが発表されました。

さらなる進化を皆さんが目指していることは承知していますが、そのアンケート結果を踏まえて、どのような取り組みがされているのか、伺います。

○**松山文史委員長** 活性化担当課長市川智啓君。

○**市川活性化担当課長** グリーン・ツーリズムのアンケート等の結果についてであります。道では、昨年度、グリーン・ツーリズムに関し、受け入れや集客の課題を把握するため、道内で農家民宿や農家民泊に取り組んでいる方々に対してアンケート調査を実施し、319名より回答をいただきました。

このうち、約4割の農家の方々からは、一般旅行者をふやしたいという意向がある一方、大規模で専門的な農家が主体の本道にあつては、限られた労働力の中、受け入れの負担が大きいことや、一般の旅行者を自宅に宿泊させることへの不安があるといった課題が明らかになったところがございます。

また、今後、受け入れを促進するためには、農業者だけではなく、地域ぐるみの受け入れ体制の確立や、地域資源を生かした体験メニューの開発、都市住民や外国人が訪れたいという情報発信が必要であるなどの意見が多く寄せられました。

このため、道といたしましては、農家の方々だけではなく、観光業や飲食業の関係者など、多様な主体の連携が重要であると考えており、本年度より、地域がうるおう農村ツーリズム展開事業を創設し、国の制度も活用しながら、地域ぐるみの受け入れ体制づくりや全道的なネットワーク化、効果的な情報発信などに取り組んでいるところであります。

以上です。

○**広田まゆみ委員** 次に、農泊事業の推進について伺いますが、北海道の特徴として、大規模で専門的な農家が主体の本道にあつて、限られた労働力の中、受け入れの負担が大きいこと、ある

【第2分科会 10月2日 第3号】

いは、今のグリーン・ツーリズムですと、一般の旅行者を農業者の自宅に宿泊させることが通例なのですけれども、そこに不安があるといった課題が明らかになったということです。

農泊とは、農家民宿だけではなく、地域の古い民家や空き家なども活用した宿泊施設など、旅行者のニーズに合った多様な宿泊手段により、農山漁村に滞在し、魅力を味わってもらうことと認識していますが、農泊事業の推進状況と農村地域への貢献度をどのように評価しているのか、伺います。

○松山文史委員長 活性化支援担当局長西崎高君。

○西崎活性化支援担当局長 道内の農泊事業の推進状況についてであります。国では、都市の住民や外国人観光客の方々が、日本ならではの伝統的な生活の体験や、農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在型旅行である農泊を、持続的なビジネスとして推進し、地域の自立的な発展と所得向上を目指すため、新たに農泊推進対策事業を創設したところであります。

本年度は、全国で203地域が採択され、このうち、道内では、14地域がこの事業を活用し、受け入れ体制の整備を進めております。

また、道におきましても、道内の各地域においてセミナーや相談会を開催しますとともに、地域の構想づくりに参画するなど、旅行者の受け入れ体制づくりを支援しているところです。

農泊は、農村の新たなビジネスとして、地域の所得や雇用の拡大につながるとともに、農業への理解が促進されるなど、農村の活性化に資する重要な取り組みと考えており、今後とも積極的に推進してまいります。

以上です。

○広田まゆみ委員 次に、民泊新法などへの対応について伺います。

グリーン・ツーリズムの先進地である九州地域においては、九州ツーリズム・コンソーシアム「ムラたび九州」が設立されたと聞いています。九州全域をフィールドにして、特に九州などで培われたグリーン・ツーリズムの手法を主体とし、それにとどまらないエコツーリズムや自然体験など、ツーリズム全般をテーマに、観光地域づくりを目指す中間支援組織であり、こうしたネットワークの整備が北海道にも求められると考えます。

その際、これは私の認識ではありますが、例えば教育旅行などは、あっせんする旅行会社のニーズよりも、受け入れる農業者の皆さんの長期的満足度や収入を高めることが重要であることから、これまでのような子どもたちの集団ではなく、個人旅行の大人がくつろげて満足できる、従来の枠を超えたグリーン・ツーリズムの進化が重要であると考えています。

そのためにも、これまで北海道では農業者に対する規制緩和が先進的に進められてきたと認識していますが、農村地域の振興に資するという目的を明確にした上で、空き家などを活用し、農業者に限らない多様な事業主体のゲストハウスやカフェなどへの参入促進が重要と考えますが、グリーン・ツーリズムの先進地・北海道として、民泊新法の動きを受けて、どのように取り組む考えか、伺います。

○松山文史委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 グリーン・ツーリズムの今後の取り組みについてでございますが、本道の農村地域には、豊かな自然や新鮮でおいしい農畜産物、さまざまな農業体験などを求め、国内外から多くの旅行客が訪れており、今後、民泊の規制緩和などにより、一層の増加が見込まれております。

一方、受け入れ農家の方々にとって、一般の旅行者の受け入れは、限られた労働力の中、負担が大きいことなどにより、農家個々の対応では取り組みが広がらず、情報発信力も弱いことから、農家の方だけではなく、地域の観光業を初め、飲食業やゲストハウスに取り組む方々など、多様な主体が連携を図り、地域ぐるみで受け入れることが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、今後、観光コンテンツの磨き上げや、地域のワンストップ窓口の構築などによる受け入れ体制づくりを積極的に進めますとともに、こうした取り組みの全道的なネットワーク化や、SNSの活用など、受け入れ情報のより効果的な発信に努めるなど、農村の活性化に向け、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズムの取り組みを一層推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 最後に、指摘になりますが、今までのグリーン・ツーリズムの枠を超えた農村ツーリズムとして道で進められていくという御答弁だと受けとめさせていただきました。

民泊新法の動きとか空き家の活用などの機運を捉えて、北海道の農村ツーリズムのブランド化や世界に向けての発信を考えていただければと思います。

農村ツーリズムの発祥といえば、イタリアのアグリ・ツーリズムですけれども、北海道で導入したい参考事例として、この間、私が議会でも御提案させていただいているのが、イタリアのアルベルゴ・ディフーズという、水平型の地域丸ごと宿であります。

この地域丸ごと宿を農村で進めるためには、さまざまな行政的な支援も必要となってきます。

先ほどから繰り返し述べていますけれども、農家だけではなく、民家とか事務所あるいは学校などが空き家になったときに、観光客を宿泊させるためには、旅館業法や建築基準法の改正が必要になってきます。また、残念ながら、建設部は余りやる気がないのですけれども、リフォーム費の補助や低利融資などの財政的な支援も求められます。

我が国には、まだまだ不十分でありますけれども、特区制度がありますので、法律そのものが改正できなくても、地域限定で規制緩和や財政的な支援を実施することができるというふうに思います。

地域を限定して、その地域を丸ごと売り出していくということが、北海道の農村ツーリズムのブランド化にもつながるというふうに考えます。

皆さんは現場でいろいろ努力をされていることは承知していますが、農業の再定義といいますが、反当収入をふやすことが本当に農家の利益につながっているのか。こういう議論をするときに、多様な農業ということをおっしゃるのですけれども、メニューの多様化に頼るのではなくて、農業そのものの再定義をした上で、農家人口が減っても農村人口が減らない、そ

【第2分科会 10月2日 第3号】

うまちづくりを進めていくためにも、エネルギー自給の問題と観光振興について取り組んでいただくことを指摘申し上げまして、私の質問を終わります。

○松山文史委員長 広田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

内田尊之君。

○内田尊之委員 それでは、私から、北海道におけるワイン産業の振興について質問をいたします。

最近、異常気象で想定外の事象が起こることもありますが、本来、北海道は、梅雨や台風の影響が少なく、湿度が低い上に、昼夜の寒暖差が激しいという特徴があり、このような気候は、ヨーロッパ系品種のブドウの栽培に最適と言われております。

ブドウ栽培に最高の条件を備えた本道は、ヴィニフェラ系ブドウの全国一の生産地となっており、醸造技術の進展で、2000年以降は、ブドウ栽培からワイン醸造までを一貫して行う、高品質と豊かな味わいを探求した個性あふれるワイナリーやヴァンヤードが道内各地で急増し、道外や国外からの参入者もふえてきております。

道内各地に広がるローカルワインは、大手メーカーのワインと異なり、醸造量は多くありませんが、ブドウ栽培やワイン醸造へのこだわりが高品質のワインを生み出しており、国内でも高い評価を受けております。

現在、道内のワイナリーは33カ所と、10年前の2倍以上に増加し、日本ワインの新たな表示ルールの導入を前に、醸造用ブドウの需要増が見込まれますことから、その生産拡大に向け、何点かお伺いをしたいと思います。

最初に触れましたが、本道は、醸造用であるヴィニフェラ系ブドウの栽培面積が全国一の生産地であり、年々、品質の向上も図られており、私の地元・奥尻町でも、27ヘクタールのブドウ畑で、メルローやシャルドネなど6万5000本が栽培されております。

道内のブドウの作付における、醸造用と生食用の作付面積の割合について、直近のデータと傾向を伺います。

○松山文史委員長 園芸担当課長坂上悟君。

○坂上園芸担当課長 道内におけるブドウの作付状況についてであります。道が行いました平成27年産特産果樹生産動態等調査では、ブドウ全体の作付面積は1041ヘクタールであり、このうち、生食用は641ヘクタール、醸造用は400ヘクタールと、その割合はおおむね6対4となっております。

特に、醸造用につきましては、400ヘクタールのうち、加工専用品種が370ヘクタール、生食・加工兼用品種が30ヘクタールとなっており、加工専用品種の作付面積は、国内で有数のワイン産地である長野県を上回り、全国一となっております。

醸造用ブドウの作付面積は、近年、400ヘクタール前後で推移し、生食用と醸造用の割合につきましても、ほぼ6対4で推移しているところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 醸造用ブドウの栽培の拡大に当たっては、本道の土地や気候に適した、これまで本道で栽培されていなかった新たな品種の導入と、その栽培方法の確立が不可欠と考えます。

寒冷地というハンディはありますが、かつて、北海道では、寒冷地で高品質な米はできないと言われていたのが、農業試験場の長年にわたる品種改良の積み重ねで、現在では、複数の特A米の品種を産する、国内で有数の米産地となった経緯があります。

産地の特徴を生かした品種の導入を図るためには、研究機関との連携が重要であります、これまでの取り組みの状況と今後の進め方についてお伺いをいたします。

○坂上園芸担当課長 新たな醸造用ブドウ品種の導入などについてであります、道内では、これまで、冷涼な気候でも栽培が可能なドイツ系品種が大きなシェアを占めてきましたが、平成10年ごろから、夏季に高温となる傾向が強まったことなどから、寒冷地での栽培が難しいとされてきたピノ・ノワールなど、国内外で人気が高い品種の栽培が広がりつつあるところでございます。

このため、道では、道内の多くのワイナリーや道総研で構成する道産ワイン懇談会が行います、新たな品種の本道への適応性の実証や技術検討会に対して、平成25年度から支援を行ってきたところでございます。

また、本年度から、道総研農業試験場におきまして、醸造用ブドウ品種の地域適応性や安定的な生産条件の試験研究を行っており、道といたしましては、今後一層、研究機関との連携を強化していく考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 道内における醸造用ブドウの単収については、本道の寒冷な気候によるハンディにより、主産県である長野県などと比べると低いと聞いておりますが、今後、道内で醸造用ブドウの需要の増大が見込まれる中、面積の拡大はもとより、単収の増加も不可欠であります。

醸造用ブドウの単収の増加を図るためには、産学官がしっかりと連携して、栽培技術の向上に取り組むことが重要と考えますが、これまでの取り組みの状況と今後の進め方についてお伺いをいたします。

○坂上園芸担当課長 醸造用ブドウの栽培技術の向上についてであります、道では、ことし3月、道内における醸造用ブドウの導入促進に向けまして、道総研農業試験場とも連携しながら、基本的な栽培技術や関連情報を盛り込んだ「醸造用ぶどう導入の手引き」を作成し、ホームページなどで公開しているところでございます。

また、道内のワイン産業を担う人材を育成するため、北大と連携して実施しております北海道ワインアカデミーでは、今年度から、新たに、生産者を対象とした、醸造用ブドウ栽培に関する講義を実施するなど、研修内容の充実を図っているところでございます。

さらに、道内では、地域間や生産者間で単収の格差が大きいことから、その改善に向けまして、今年度から、道と道総研農業試験場が連携し、生育不良の要因や、高い単収を実現している事例の調査研究を開始したところであり、今後とも、産学官の連携を強め、栽培技術の向上対策

【第2分科会 10月2日 第3号】

に取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 最近では、醸造用ブドウの生産を拡大しようとしても、労働力と苗木の不足が深刻な問題となっており、特に苗木は、価格が高い生食用ブドウへのシフトや、醸造用ブドウの需要の増大、苗木生産者の高齢化などにより、国内での不足が深刻化し、輸入しようにも、植物検疫の検疫の手続等が壁になり、容易に入手できない状況にあります。

道では、今年度から苗木の確保対策に取り組むこととしておりますが、その内容についてお問い合わせいたします。

○松山丈史委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 苗木の確保対策についてであります。近年、全国的に、国産の醸造用ブドウの需要が高まっておりますことから、道内でも、新規参入希望者や規模拡大をしようとしている生産者などでは、希望どおりの苗木の確保が難しくなっている状況です。

このため、道では、今年度から、苗木の確保対策としまして、道内の醸造用ブドウの生産者など160戸を対象に、栽培の実態や苗木の確保状況、今後の栽培の意向などの調査や、接ぎ木苗生産に関するデータの収集などに取り組んでおまして、この調査結果の中で、今後の栽培規模について「拡大」と回答した方が最も多かったことや、何らかの理由で「苗木の確保に困っている」と回答した方が約半数いることなどが明らかとなったところです。

こうしたことから、ことし6月、道内の生産者やワイナリー、北大などの学識経験者、研究、普及、行政の関係者などにより新たに設置した醸造用ぶどう関係者連携会議の場で、これらの情報の共有や具体的な対策の検討を行っているところでありまして、今後の道内における苗木の生産・供給体制づくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○内田尊之委員 昨年策定されました北海道果樹農業振興計画では、平成37年度までに、ブドウの作付面積を14%、生産量を61%拡大するとの目標を掲げております。

醸造用ブドウの生産地の拡大のためには、新たに参入を希望する生産者への支援はもとより、これまで生産に適さないとされてきた地域で、ブドウ栽培からワイン醸造までの一貫した取り組みへの参加が増加していることなどにも配慮した取り組みが必要と考えますが、道の見解を伺います。

○松山丈史委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 醸造用ブドウの産地拡大についてでございますが、道では、醸造用ブドウの生産を目指す方々に対し、市町村や農協などと連携しながら、農業改良普及センターによる技術指導を行いますとともに、必要な機械、施設の導入や、ブドウの収穫までの育成経費などについて、国の事業や制度資金を活用して支援してきたところでございます。

今後、これまで生産されてこなかった地域において、醸造用ブドウの生産を志す方々には、こうした支援策を効果的に活用いたしますとともに、醸造用ぶどう関係者連携会議のメンバーと情

報を共有しながら、道総研農業試験場や農業改良普及センターによる、地域に適した品種の導入のための助言、栽培技術の指導を積極的かつきめ細やかに行い、北海道果樹農業振興計画に掲げる目標の実現に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 本年5月に、私は、調査団の一員として、ワインで有名なカリフォルニア州ナパバレーに行っていました。

ナパワインが短期間で世界的な評価を受けるに至った要因として、経験や生産者の技術のみに頼らず、カリフォルニア大学デービス校が核となり、科学的な研究に基づいた技術革新や製品開発を生産者に対して指導し、ブドウ栽培技術や醸造技術を確立してきたことによるものだと感じ取りました。

私の地元の奥尻島でも、2008年にワイン製造工場が完成し、本格的な奥尻ワインの醸造が始まりましたが、島は、対馬海流の影響で比較的温暖ではあるものの、海からの塩害の影響を受けやすく、これまで幾度もの試行錯誤を重ねながら、ブドウ畑を拡大してきたところであります。

ここ数年で、ようやく安定した収量が確保できるようになり、今では、新たな地元の産業として期待が高まっておりますが、ここに至るまで十数年の年月を要し、この間、大変な御苦勞をされたと創業者からお聞きいたしました。

本道においてワイン産業の振興を図る上で、寒冷地域に適合した苗木や栽培技術が求められますので、道の主導のもと、農業試験場や研究機関等の産学官連携を強化し、科学的見地から、栽培技術、醸造技術の向上に努め、生産者の支援を確立するよう指摘し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○松山丈史委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、改正畜産経営安定法についてであります。

今はグローバル化の時代だとの言葉が常套句になって久しいですが、食料基地・北海道では、特に酪農・畜産経営に携わる方々から、将来に対する不安の声が聞こえてまいります。

平成8年から平成28年までの約20年間で、北海道の酪農家戸数は、1万1400戸から6490戸へと約43%減少し、都府県におきましても、3万200戸から1万472戸へと約65%も減少している実態があります。

そのような中で、国は、昨年来、農業生産の現場の声とはかけ離れた、農協法等の改正など、いわゆる農業競争力強化プログラム関連8法案を通し、現在、各分野において政省令等が作成されつつあり、平成30年度に運用開始という状況にあります。

さらに、貿易の自由化においても、日本とEUとの経済連携協定も大枠合意され、生産現場では、不安を抱え、悩みながらも、経営戦略の練り直しを図っている状況にあります。

【第2分科会 10月2日 第3号】

このような状況を踏まえて、数点伺ってまいります。

農林水産省は、9月6日、新たな加工原料乳生産者補給金制度を創設する改正畜産経営安定法について、法律を運用する際の政省令の案を示し、10月5日までパブリックコメントを実施しておりますが、今回示された政省令案では、補給金の対象事業者は年間販売計画の作成が求められ、その計画は、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引または特定乳製品の製造であると認められることが基準として示されました。

農林水産省によると、具体的には、対象事業者それぞれの年間の加工原料乳向け予定総数量を12等分した数量の2割を満たす計画とする必要があるとされております。

まず、このことについて、道としてどのように受けとめておるのか、課題も含めてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 年間販売計画の基準についてであります。改正畜産経営安定法におきまして、事業者が加工原料乳生産者補給金等の交付を受けるためには、月別の生乳の用途別販売予定数量や価格などを記載した年間販売計画を年度ごとに策定し、国に提出することとされております。

また、今回公表された政省令案の提示に伴い、国では、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引の具体的な基準として、月ごとの加工原料乳向け生乳を、年間の加工原料乳向け生乳の月平均数量の2割以上とする方向で検討していると聞いております。

これらの年間販売計画の記載事項や添付書類等の詳細については、別途、運用通知において示されると聞いておりますが、道としましては、国内の生乳について、飲用向けと乳製品向けの調整を担保し、乳製品向けに安定的に供給していくためには、本道のみならず、都府県の事業者に対しましても、年間販売計画に一定の基準を設けることは適切で、必要なことであると受けとめております。

以上でございます。

○新沼透委員 指定生乳生産者団体など集乳事業者が生産者との取引を拒否できる要件も示されておりますが、具体的にはどのようなことなのか、また、懸念されることはないのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 生乳の取引を拒否できる要件についてであります。今回公表された政省令案では、集送乳調整金の交付対象である指定事業者が生乳の取引を拒むことができる正当な理由として、月別の乳製品向け数量が、生乳生産の季節的な変動要因を超えて増減したり、短期間のみの乳製品向けの販売をするような場合、あるいは生乳の品質が基準に適合しない場合、さらに、いわゆる売れ残ったものを持ち込むような取引を求める場合など、八つの要件が示されたところでございます。

このことにより、これまで道が国に対して求めてまいりました、場当たりの対応の排除などについては、おおむね確保されていると受けとめております。

なお、国からは、別途、事業者が生乳の取引を拒否できる正当な理由の具体例や、QアンドAなども示されると聞いており、引き続き、国との情報交換を密にしながら、本道の実態に即したものとなるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 この新制度では、補給金のうち、一定の集送乳経費見合い分を集送乳調整金として事業者に交付するとしています。条件不利地域や小規模経営者に不利にならないのか、心配されますが、道としてどのように分析されているのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 集送乳調整金についてであります。新たに創設される集送乳調整金は、あまねく道内全域を集送乳のエリアとし、かつ、集送乳経費などを平準化する指定事業者に対してのみ交付される予定でありますことから、牧場の所在地が乳業工場から遠いといった条件不利地域や小規模な酪農家など、立地条件、規模の大小によって不利になることはないと考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 全道一円を集送乳エリアとしなければならない、その確実性を担保するための証明書なども必要ということでもありますから、不利益にならないという理解でよろしいのでしょうか。

続きまして、指定生乳生産者団体以外にも補給金が交付されることについて、生産現場では、生乳生産の二極化による農村社会の分断が懸念されておりますけれども、道として、どのように認識され、どう対処されていくのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 生乳の出荷先の多様化による農村社会への影響についてであります。道内では、これまでも、道央、道南を中心に、加入する農協や生乳の出荷先が異なっている事例はありますが、そうした地域においても、酪農家同士が一緒になって酪農振興会を組織したり、乳牛共進会に参加し、ともに研さんするなど、さまざまな考え方の酪農家が共存しているところで

また、酪農以外の米や畑作物、野菜などを主体とする地域でも、農協系統や商系といった、出荷先が異なる多くの農家が共存しているところで

こうした中、近年、酪農地帯では、指定生乳生産者団体から別組織へ生乳の出荷先を変更した酪農家もいますが、これらの方たちも、農協を脱退することなく、営農指導を受け、青年部活動に参加したり、TMRセンターなどを活用しております。

こうしたことから、農村地域の状況を踏まえますと、生乳の出荷先が別々になる場合においても、農村社会のまとまりに直接的な影響はないものと認識しているところで

以上でございます。

○新沼透委員 次に、酪農ヘルパー制度について伺ってまいります。

酪農家の長年の願いであった労働環境の改善に大きな成果をもたらしているのがヘルパー制度

【第2分科会 10月2日 第3号】

でございますが、現在のヘルパー制度の事業概要と、実情や実績はどのようになっているのか、まずお伺いをします。

○山口畜産振興課長 酪農ヘルパー制度の概要などについてでございますが、道内では88の利用組合が活動しており、ヘルパー要員は、昨年8月現在で880名が在籍しております。

また、利用組合の活動エリア内の酪農家は5913戸で、このうち、5333戸がヘルパーを利用しており、利用組合への参加率は9割を超えている状況にあります。

なお、利用組合に参加している酪農家1戸当たりの年間利用日数は、平成27年度には22.2日となり、10年前の16.2日から着実に増加をしているところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 酪農ヘルパー制度の有用性については、数字でもあらわれているということであり、

ヘルパー制度について、酪農家の皆様方やヘルパーの方々から、どのような要望があるのか、具体的な内容を含めてお伺いいたします。

○山口畜産振興課長 ヘルパー制度に係る要望についてでございますが、昨年、道と、JA北海道中央会が事務局となっている全道段階のヘルパー協議会が、共同で、地域の利用組合に対して実施した調査では、酪農家の方々からは、ヘルパー要員の安定確保やヘルパーのスキルアップ、利用料金の低減などの要望が挙げられており、特に、ヘルパー要員の安定確保については、道北、道東といった酪農の主産地から多く要望が上がっているところでございます。

また、ヘルパーの方々からは、給与や労働環境等の処遇改善、定期的な休暇の取得などについて要望があるところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 ヘルパーには、専任ヘルパーと臨時ヘルパーがおりますが、この実態はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 道内の酪農ヘルパー要員の实態についてでございますが、ヘルパー要員には、ヘルパー業務を専業とする専任ヘルパーと、酪農家の子弟などが就労する臨時ヘルパーがおり、昨年8月現在、専任ヘルパーが497名、臨時ヘルパーが383名で、合計880名となっております。

近年、酪農家戸数の減少等により、臨時ヘルパーが減少する中で、地域の利用組合は、専任ヘルパーを募集することによりヘルパー要員の確保に取り組んでいるものの、ヘルパー数は全体として減少傾向にあります。

専任ヘルパーの497名について見ますと、年齢構成は、30歳未満が37%、30歳以上50歳未満が53%、50歳以上が10%となっており、また、男女別では、女性が53名と全体の11%となっており、その年齢は30歳未満が37名と最も多く、70%を占めております。

勤務年数については、1年未満が16%、1年以上3年未満が21%、3年以上5年未満が15%と、5年未満が過半を占めており、5年以上10年未満は22%、10年以上は27%となっております。

なお、ヘルパーの退職理由及び退職後の状況については、新規就農や結婚を初め、個人ヘルパーの開業や牧場従業員への転職、他の業種への就職などとなっております。

以上でございます。

○新沼透委員 北海道の酪農の存続には、農業者の皆さんの年間労働時間の短縮を図って、ゆとりある酪農経営の確立が必要でありますし、さらに、地域の雇用の場の確保、そして担い手の育成のためにも、国、道が大胆なヘルパー制度を構築するべきと考えております。

先ほどお答えいただきましたように、ヘルパー事業については、北海道全体で88の利用組織のもと、利用組織への参加率が9割を超え、1戸当たりの利用日数は約22日、ヘルパー要員数は880人とのことでありますが、利用日数に焦点を絞れば、ヘルパー制度の導入後、現在のように搾乳作業も行うことになった平成11年度の利用日数の約11日からすると、大きくふえており、酪農経営にとっては欠かすことのできない制度となっております。

しかし、現在の働き方改革と照らし合わせると、かなり乖離しているとの感があります。利用日数を、最低でもあと2倍、できれば3倍に持っていかなくてはならない、そのことにより、経営の継続と就農者の増加が図られるのではないかと考えるところであります。

魅力ある職業として、入りやすい環境と、スキルアップに対応したヘルパー制度が必要であると思いますが、道としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○宮田生産振興局長 魅力あるヘルパー制度についてであります。酪農家が定期的に休日を取得したり、傷病時に搾乳作業などをかわって行うために欠かせない酪農ヘルパー制度は、酪農経営の安定と地域農業の維持発展を図る上で、大変重要な役割を果たしておりますが、近年、農村地域における若者の減少などから、ヘルパー要員の確保は難しくなっている状況です。

こうした中、地域のヘルパー利用組合では、新農業人フェアなどのイベントに積極的に参加し、広報や求人活動を行うほか、国の事業を活用した学生インターンシップの受け入れなどに取り組むとともに、昨年度からは、ヘルパー利用組合の全道協議会においても、全道のヘルパーを対象とした研修会を開催し、スキルアップに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、関係機関・団体と連携し、これらの取り組みを通じて、ヘルパーとして就業しやすい環境づくりや、ヘルパーの技術向上を図ることにより、酪農ヘルパーが魅力ある職業と認知されることが重要と考えております。

以上です。

○新沼透委員 例えば、酪農ヘルパーに、高度な専門技術者としての職業資格を付与する制度を創設して、資格取得登録者に対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策が必要と考えます。

その結果、酪農家の皆様の需要の喚起、さらに、ヘルパーとしての意識の向上と、専任ヘルパーが独立できる環境などに一役買うことができるのではないかと、そのことにより、酪農家戸数の減少と農村地域の疲弊を食いとめる手だてになるのではないかと、道としての認識をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 ヘルパーの人材育成についてでございますが、これまで、酪農ヘルパーを経験して新規就農をするケースが相当数見られるところでございますが、ヘルパーが、将来の目標を持ち、キャリアアップを目指すことは、ヘルパーとしての意識の向上とともに、酪農家の利用の促進、さらには地域の活性化を図る上でも有効であると考えております。

このため、道では、平成26年度から、酪農経営ヘルパー育成支援促進事業を実施いたしまして、酪農家での実践的な研修を通じて、搾乳・給餌作業のみならず、酪農経営全般に対応する技術を習得した酪農経営ヘルパーの育成を進めているところでございます。

こうした施策により、地域の高齢な酪農家等の皆様が安心して多くの作業を任せられる環境づくりはもとより、新規就農の促進や、酪農家戸数、農村地域の人口の減少の抑制にも結びつくことを期待しているところでございまして、引き続き、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○新沼透委員 次に、酪農生産基盤確保対策についてお伺いをいたします。

EUとのEPAが大枠合意されましたが、EUは、農畜産物の生産から加工まで、全てにおいてスキルが高い地域と認識しているところであります。

その一つとして、自国産の飼料によって生産から加工まで行うなど、地域の特色を前面に出す商品戦略を行っていること承知しておりますが、道として、EUの酪農と北海道の酪農の違いをどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○宮田生産振興局長 EUの酪農との違いについてであります。東ヨーロッパを含む28カ国から成るEUでは、国や地域の風土、歴史的背景といった、それぞれの地域の実情に即し、乳牛の種類はもとより、経営規模や飼養管理方式などが異なる多様な酪農が展開されております。

また、こうした中、EUでは、原産地や品質、特性、生産工程などの共通の要件を規定したGI制度のもとで、特色ある畜産物が生産されていること承知しております。

一方、本道では、その恵まれた土地資源を生かすとともに、省力的な施設、機械の導入などを進め、EUをしのぐ経営規模を実現するとともに、乳牛や飼料作物の改良を初め、生産技術の改善、経営支援システムの整備などにより、酪農経営の安定と高品質な生乳の生産振興が図られているところでございます。

以上です。

○新沼透委員 道内の自給飼料割合は54%と低く、輸入飼料に頼っているのが実情ですが、北海道の酪農は、EU並みのスキルが高い地域性を持った牛乳・乳製品を生産できる大地と環境があると思っています。

EU並みのスキルが高い酪農を目指すには、自給飼料の生産基盤の確立が必要です。私の地元・オホーツク地域は、酪農生産技術も高く、乳量、乳質ともにすぐれていますが、自給飼料の生産体制はどうかというと、近年の気象状況もあり、年によって生育状況にばらつきがあるのが

実態であります。

冷涼なオホーツク地域など、地域の気象条件に合った飼料作物、特に、栄養価が高い飼料用トウモロコシなどのさらなる品種開発と、自給飼料の生産基盤の確立が必要と考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○小野塚農政部長 自給飼料の生産基盤の確立などについてでございますが、自給飼料は、輸入飼料に比べて安価であるとともに、穀物市場、為替相場といった外的要因にも左右されないことから、酪農経営のコスト低減や経営の安定に大いに貢献するものであり、本道の広大な土地資源を活用して、牧草や飼料用トウモロコシなど、栄養価が高い自給飼料の生産と利用の拡大を進めることにより、生産基盤と経営体質の強化を図ることが極めて重要でございます。

特に、飼料用トウモロコシの生育には、一定の積算温度が必要でありまして、比較的冷涼な地域にも対応できるよう、これまでも、国や道の試験研究機関などにおいて、気象条件に対応した飼料用トウモロコシの新たな品種や栽培技術の開発を行い、地域への普及に努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、飼料用トウモロコシの新品種の導入による飼料作物の作付の拡大を初め、草地更新、植生改善による生産性の向上に努めますとともに、小規模農家も含めた生産力の維持強化や、TMRセンター、コントラクターなどの営農支援組織の育成を支援することにより、良質な自給飼料の確保を進め、本道ならではの土地基盤に立脚した、持続可能で特色ある酪農、畜産の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 次に、台風被害への対応についてお伺いをいたします。

大型の台風18号が本道にもたらした強風と豪雨により、収穫直前の農作物に多大な被害がありました。特に、道東では、飼料用トウモロコシが広範囲で倒伏し、品質低下を避けるために、急遽、刈り取り作業を行い、被害を最小限に食い止めようと、収穫作業を進めていると承知しております。

今回の台風18号による被害の状況と復旧状況並びに対策の状況について、あわせてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 農政課長水戸部裕君。

○水戸部農政課長 台風18号による被害の状況などについてでございますが、このたびの台風の大雨や暴風によりまして、道南地域を中心に、リンゴの落果やビニールハウスの損壊、水稻の倒伏などの被害が生じたほか、道東地域におきましては、デントコーンの倒伏、また、昨年被災して復旧工事中であった農地の浸水といった被害が発生したところでございます。

このため、道といたしましては、地域の農業改良普及センターを通じまして、倒伏した作物の収量や品質の低下の回避などに向けた営農技術指導を行いますとともに、浸水した農地の速やかな排水対策や復旧工事などを進めているところであり、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、被害を受けて大変御苦勞をされております農家の方々の経営への影響が最小限にとどまるよ

【第2分科会 10月2日 第3号】

う、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 積極的な対応をお願いするものであります。

昨年、本道を襲った相次ぐ台風により、未曾有の被害を受けた十勝管内芽室町では、国、道、市町村などの関係者が、被災した農地や道道などの復旧に日夜取り組んでこられました。

しかし、今回の台風18号がもたらした豪雨により、復旧しつつあった農地や道道がまたもや浸水、流失する事態となり、関係者はもちろんのこと、被災された農家の方の心中は察するに余りある状況です。

今回、浸水した農地はどのような状況であったのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 農村整備課長芳賀是則君。

○芳賀農村整備課長 浸水した農地の状況についてであります。台風18号による大雨に伴いまして、昨年被災した芽室町の美生川流域では、応急工事で施工済みであった仮築堤から溢水したため、復旧工事中の農地が再び浸水するといった被害が発生いたしました。

この浸水した農地の14.1ヘクタールのうち、既に、河川掘削土を搬入し、整地を完了していた1.7ヘクタールの農地の一部では、表土の流出や土砂の堆積が生じたところでございます。

また、残りの12.4ヘクタールにつきましては、ことしの冬に河川掘削土を搬入する予定となっておりますが、被害は小規模な農地基盤の流失にとどまっている状況となっております。

以上でございます。

○新沼透委員 農地浸水の最大の要因は、大雨による美生川の氾濫であると承知しております。

昨年の氾濫箇所、盛り土や大型土のうを設置する応急工事を行っており、ことしの10月から、コンクリートブロックの敷設など、本格的な復旧工事を進める予定であったと聞いておりましたが、残念ながら、復旧工事の完了前に、再び農地の約半分が浸水する事態となってしまいました。

今後、浸水した農地についてどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 農村振興局長藤田二君。

○藤田農村振興局長 浸水した農地への対応についてでございますが、河川掘削土を搬入し、整地が完了していた1.7ヘクタールにつきましては、既に、表土流出や土砂堆積の状況調査を完了し、現在、芽室町や関係農業者との調整を進めており、できる限り早期に土の搬入や整地などの工事を行う考えであります。

また、残りの12.4ヘクタールについては、被害が小規模な農地基盤の流失にとどまっていることから、今後行われる復旧工事に影響は生じないと考えております。

道といたしましては、被災農業者の営農の再開時期におくれが生じないよう、地元関係機関と連携を図りながら、農地の迅速な復旧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 最後に、被災した農地の一日も早い復旧はもちろんであります。農家の方々へ

の救済対策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**小野塚農政部長** 被災農家への支援についてでございますが、被害を受けた農業者の方々の経営の安定に向けましては、施設の復旧や経営の再建に必要な低利資金の融通に加え、災害による損失のうち、一定割合を超える部分を補填する農業共済制度などの救済措置が講じられているところでございます。

道といたしましては、これら制度が効果的に活用されるよう、関係機関・団体と連携しながら、農林漁業セーフティネット資金など制度資金に関する情報提供や、農業共済組合に対する共済金の早期支払いに向けた働きかけを行いますとともに、地域の農業改良普及センターによる、被害の状況に応じたきめ細やかな営農技術指導を徹底するなど、農業者の皆さんが安心して経営を継続できるよう、万全を期してまいります。

以上でございます。

○**新沼透委員** 大雨被害への対応については、今、農地の浸水という視点からお話を伺ってまいりましたが、災害対策とも関連することから、関係する部局が連携して対応していかなければならない問題と考えております。知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

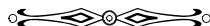
○**松山丈史委員長** 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩



午後3時開議

○**内田尊之副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 経済部所管審査

○**内田尊之副委員長** これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中野秀敏君。

○**中野秀敏委員** それでは、通告しております、産業の競争力強化などについてお伺いをしたいというふうに思います。

我が会派の同僚議員による代表質問の中で、働き方改革をどのように進めるかを伺ったところでありますけれども、知事からは、本道の企業の競争力を強化するために、付加価値と効率性の向上に向けた取り組みを進めるという答弁がございました。

【第2分科会 10月2日 第3号】

道では、北海道産業振興条例に基づき、付加価値の向上などに取り組む道内の中小企業を支援するほか、本道への企業誘致に努めているところでありますけれども、現在、この条例と関連事業などの見直しを進めているとお聞きしております。

そこで、この条例等の今後の展開などに関し、順次伺ってまいりたいというふうに思います。

道は、産業振興条例に基づき、中小企業の新製品開発や新分野進出、人材育成、さらには専門人材の招聘等、さまざまな支援を行っているところでありますけれども、まず、これまでの事業実績や成果がどのようになっているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 産業振興課長新津健次君。

○新津産業振興課長 競争力の強化に向けた支援の実績などについてでございますが、道では、本道の中小企業の競争力の強化を図るため、産業振興条例に基づき、新製品開発や国内外への販路拡大、人材育成、専門家による生産現場の改善指導など、多面的に施策を講じてきたところであり、前回、条例に関して見直しを行った平成24年度以降、昨年度まで、販路開拓支援が57件、製品開発支援が21件など、合計で交付件数は100件、助成額では約1億5300万円となっているところでございます。

こうした支援の実施によりまして、本道の農水産物を原料としたスイーツなど、新たな加工食品の商品化や、道外の展示商談会への出展を契機とした、農業機械、IT分野の販路拡大が実現しましたほか、地場企業が、生産工程の改善、品質向上に取り組んだ結果、自動車関連の立地企業との取引の拡大につながるといった成果も出ているところでございます。

○中野秀敏委員 それでは、この条例に基づく企業立地促進費補助金制度を用意し、企業の本道進出を働きかけておりますけれども、これまでの企業立地の実績を伺うとともに、この補助金の政策効果をどのように認識しているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 立地担当課長北村英士君。

○北村立地担当課長 企業立地に対する補助の実績などについてでございますが、道では、企業の本道進出等を促進するため、自動車関連、食関連などの製造業や、本社機能を移転する企業、コールセンターなどの産業サービス支援業等に対して補助を行い、平成24年度以降、昨年度までの合計で、交付件数は127件、補助金交付額は約60億7000万円となっており、これらの立地に伴い約2100人の雇用が生まれているほか、経済波及効果として、1814億円の生産誘発が発生し、GDPでも911億円押し上げております。

また、昨年度、道が実施した、補助先の企業に対するアンケート調査では、当該補助金が、立地判断の主な要素の一つとなった、立地後の再投資にもつながったといった回答を得ているほか、商工業振興審議会においては、設備投資により関連産業に波及効果があるとの意見もいただいております。本道への企業進出や経済活性化に一定の効果があらわれているものと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 産業振興条例の目的は、北海道の経済の活性化及び雇用機会の創出に資するこ

とどうたっているわけでありませけれども、まさに、その効果がしっかりあらわれている状況だというふうに判断するところでありませ。

とかく、補助金は、ただ出しているのではないかという状況がありませけれども、こういった数字をもっとしっかりPRするといひませか、1814億円の生産誘発があり、さらにはGDPで911億円押し上げているといった実績を知らせることが非常に大事だと私は思ひませので、その点について、今後ともしっかりとやっていただきたいなと思ひませるところでありませ。

道では、商工業振興審議会に部会を設置し、産業振興条例に基づく事業の点検、見直しの作業を進めてきたと聞ひているところでありませ。

条例では、中小企業の競争力の強化と企業立地の促進を目的に掲げておりませけれども、これまで、部会などでどのような意見が寄せられており、どういう方向で対応していく考えなのか、お伺ひをいたしたいと思ひませ。

○内田尊之副委員長 産業振興局長野村聡君。

○野村産業振興局長 商工業振興審議会での意見などについてでございますが、昨年度、審議会に設置いたしましたあり方検討部会では、条例は現在の社会経済情勢のもとでも有効かつ適切としながらも、助成措置につきましては、中小企業の競争力強化に関し、人材の育成確保や省力化、生産性の向上、製品開発やマーケティングへの支援の拡充が必要、また、企業立地に関しましては、本社機能の移転における助成の充実や、立地に伴う雇用増の要件の緩和が必要、こうした見直しを求める意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、こうした部会での意見や企業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、産業構造の高度化に資する企業立地の促進や、中小企業の新分野への挑戦などへ継続的な支援が可能となるよう、支援制度の見直しを行ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 それでは次に、中小企業応援ファンドについてお伺ひをしたいというふうに思ひませ。

道では、平成20年に、中小企業基盤整備機構や道の貸し付け、道内の金融機関等からの資金拠出による、中小企業総合支援センターを運営機関とする約100億円規模の中小企業応援ファンドを組成し、その運用益をもって、この条例に基づく各種の支援事業を実施してきたところでありませ。

このファンドの運用期間は来年8月までというふうにお聞きをしておるところでありませけれども、ファンドがこれまで果たしてきた役割等を考慮すると、今後も安定的に道内の中小企業を支援していくためには、引き続き、ファンドを活用した事業実施のスキームを維持することが必要だと考えるところでありませ。

来年度以降、中小企業応援ファンドをどのように取り扱う考えなのか、お伺ひをいたしたいというふうに思ひませ。

○新津産業振興課長 中小企業応援ファンドについてでございますが、北海道中小企業応援ファ

【第2分科会 10月2日 第3号】

ンドは、設置以来、その運用益を活用しまして、創業の促進や新製品の開発、生産工程の改善など、道内の中小企業の競争力強化に貢献してきており、道といたしましても、来年8月のファンドの運用終了を控え、国に対し、制度の存続や内容の充実について要望を続けた結果、地元出資の増額など一定の要件のもとで継続が認められたところでございます。

これを受けまして、道や経済団体、金融団体などで構成し、事業の運営等を検討するファンド支援協議会の場で、現行のファンドの終了後の対応について協議を重ねました結果、今後とも、創業や中小企業の経営革新などを促進していくためには、ファンドを活用した支援施策を継続していくことが必要との結論を得たことから、道では、道内の金融機関に対し、資金拠出の拡大の要請を行いますなど、ファンドの継続が可能となるよう、国や関係機関との調整を鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 現在の中小企業応援ファンドを組成した平成20年当時と比べると、ファンドの運用益は、昨今の低金利を反映して、大幅な減額は避けられない状況にある中、これまでファンドの運用益で実施してきた支援事業を従来のまま継続することは難しいと考えるところでありますけれども、今後、どのように事業を見直し、効果的な支援を行っていかうとしているのか、考えをお伺いいたしたいと思えます。

○野村産業振興局長 中小企業応援ファンドを活用した事業の見直しなどについてでございますが、今後、後継ファンドを組成する際に、現在と同様な金利環境が続いていた場合、事業の財源に充てられる運用益は相当な減少が予想されますことから、中小企業支援策の充実に向けて、助成措置の内容や要件について見直しを行う必要があるものと認識してございます。

そのため、道といたしましては、人手不足や道内の需要の縮小といった社会経済の情勢変化やニーズを踏まえつつ、限られた財源の中でも効果的、効率的な支援が可能となりますよう、メニューを再構築する考えであり、新事業の創出に取り組む金融機関などとの連携を深めながら、創業や新分野進出といった企業のニーズに対応し、中小企業の競争力の強化に向けて、継続的な支援施策の推進に努めてまいる考えでございます。

○中野秀敏委員 国では、企業が、地域の特性を生かした成長性が高い新たな分野に挑戦する取り組みを支援するために、従来の企業立地促進法にかえて、新たに地域未来投資促進法を制定して、本年7月末から施行されている状況にあります。

成長性が高い新たな分野に挑戦する企業を支援し、投資を促していくことは、道の産業振興条例の趣旨にも合致するものであり、道としても、こうした国の新たな動きに呼応した対応が求められるというふうに思うところであります。

このたびの地域未来投資促進法の内容はどのようなになっているのか、さらには、道は、この新たな法律を踏まえ、どのように企業誘致施策の充実を図っていく考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○北村立地担当課長 地域未来投資促進法への対応などについてでございますが、企業立地促進法

の改正に伴って制定された地域未来投資促進法は、これまでの企業立地による産業集積の取り組みに加え、食、エネルギーといった地域の資源や優位性を活用し、経済波及効果が高く、地域の経済を牽引する取り組みを促進し、地域経済の好循環をもたらすことを目指すものと承知しております。

道では、支援の対象となるこうした取り組みを促進する基本計画を市町村と共同して策定いたしますほか、道の立地補助制度につきましては、新法の趣旨も踏まえ、今後とも、産業集積や産業構造の高度化に資する企業誘致が円滑に進められるよう、対応を検討してまいる考えでございます。

以上です。

○中野秀敏委員 産業振興条例のこれまでの実績等々をお伺いしたところでありますけれども、産業振興条例においては、本道の経済構造の転換に向け、中小企業の競争力強化と企業立地を促進するとしておられるところでありますが、人工知能や自動運転技術など、最近の技術革新の急速な進展を初め、支援施策の柱でもある中小企業応援ファンドの運用益の大幅な縮小見込みや、地域未来投資促進法の制定など、条例をめぐる状況は大きく変化しております。

道では、産業振興条例について、どのように見直し作業を進め、本道経済の活性化や産業構造の転換に結びつけていく考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 産業振興条例についてでございますが、本道経済の活性化に向けましては、今後も成長が見込まれる自動車あるいは医療関連に加えて、本道が優位性を有する食関連等の産業集積を促進するとともに、中小企業の競争力の強化を目指して、付加価値の高い製品づくりや生産の効率化、人材育成などの取り組みを一体的に進めていくことが重要と認識いたしております。

このため、道といたしましては、地域未来投資促進法に基づく国の産業政策のほか、AIや次世代自動車関連といった新たな技術開発を目指す企業の動きも踏まえつつ、中小企業応援ファンドの運用益を最大限、効果的、効率的に活用できるよう、助成内容を再構築するほか、本年度中に産業振興条例の支援制度の見直しを行いまして、人手不足やリスク分散といった企業の動向に即した企業誘致を推進するとともに、省力化、生産性の向上という課題への対応を通じて、中小企業の競争力の強化を図り、地域産業力の底上げ、さらには本道経済の活性化につなげてまいる考えでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 まさに、北海道の企業は9割が中小企業だと言われているわけでありましてけれども、地域の活性化に向けて意欲的に取り組んでいる企業に対しては、道がしっかりと支援していくことが極めて重要だと考えるところであります。

そのためには、これまで質問をしてまいりました新たなファンドの組成を初め、さまざまな施策に必要な予算が確保されなきゃならないと思うところであります。

【第2分科会 10月2日 第3号】

このことは、中小企業の競争力強化に向けた重要な政策にかかわる課題でありますので、知事御自身の考えを伺う必要があるというふうに考えております。委員長において、よろしくお取り計らいのほどをお願いしたいと思います。

次に、新聞の報道等でも出ているところでありますけれども、J X T G エネルギー室蘭製造所の事業再編についてお伺いをいたしたいと思います。

J X T G は、先月の29日に、室蘭製造所での石油化学製品の生産停止と、石油製品の物流拠点化を内容とする事業再編案を公表したところでございます。

このたびの唐突な撤退発表に驚いた道民も少なくないと考えるところでありますけれども、以下、数点伺いたいというふうに思います。

J X T G エネルギー室蘭製造所は、北海道を代表する石油化学関係の拠点施設であり、地元・室蘭はもとより、本道の製造業を牽引する存在であるというふうに考えるところであります。

今回の撤退発表に至った経緯や、この事業所が果たしている役割などについて、道はどのように認識しているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○野村産業振興局長 J X T G エネルギー室蘭製造所の生産停止についてでございますが、J X T G エネルギー株式会社室蘭製造所につきましては、旧室蘭製油所として昭和31年に事業を開始し、平成26年6月からは、石油化学製品を中心とした生産拠点や石油製品の物流拠点として、道内への石油製品の安定供給はもとより、地域経済の活性化や雇用の確保に貢献してきているところでございます。

会社側の発表によれば、生産の停止は、石油製品の需要の減少や国際競争の激化が進む中で、平成29年4月に行われたJ X エネルギーと東燃ゼネラル石油の経営統合で、全社的に石油製品の生産能力が余剰となることなどから、生産・供給体制全般の最適化を検討した結果、室蘭製造所につきましては、2019年3月末をもって、石油製品及び石油化学製品の生産を停止することとしたものと承知してございます。

○中野秀敏委員 今回の再編案が現実のものになるとすれば、関連企業の経営や雇用にも大きく影響するものでありまして、地元・室蘭市はもとより、周辺市町村の経済にもさまざまな影響が生じる可能性があるというふうに考えるところであります。

道は、このたびの事業再編案に伴う影響をどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○新津産業振興課長 事業の再構築による影響についてでございますが、J X T G エネルギー室蘭製造所におきましては、石油製品や石油化学製品を製造し、道内への安定的な製品供給にも寄与してきたほか、工場の維持管理や設備工事等を行う協力会社、さらには、2年ごとに実施する定期点検で滞在する工事関係者の宿泊、飲食消費への波及などもあり、仮に今回の事業の再構築で生産が停止された場合、地域の経済に与える影響は大きいものと考えるところでございます。

加えて、雇用の面でも、製造所で働く約230名の従業員の配置転換による影響や、協力会社の約300名に対する影響も懸念されるところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員　そこで働く方が230名、そして協力会社の方が300名と、500名以上の方々の雇用にも影響するというものであります。

今回の再編案の発表に対して、地元の室蘭市長や経済団体の関係者からの影響を懸念する声が、マスコミ等でも数回報じられているところでもありますけれども、道は、このたびのJXTGエネルギー室蘭製造所の事業再編案の発表を踏まえ、今後、どのように対応しようとするのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○阿部経済部長　今後の対応についてでございますが、地元・室蘭市におきましては、今回の室蘭製造所の生産停止による影響の大きさを踏まえて、特別対策本部を設置するとともに、経済界などとも連携しながら、JXTGエネルギーに対し、再考を求めていくものと承知いたしているところでございます。

道といたしましても、生産停止に伴い、雇用や取引といった面で地域経済に大きな影響が及ぶことが懸念されますことから、引き続き、会社側の再構築の詳細な計画内容について情報を収集し、従業員や協力会社のほか、地域経済に与える影響の把握に努めるとともに、地元・室蘭市と緊密に連携しながら、会社に対して要請を行ってまいりる考えでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員　JXTGエネルギー室蘭製造所の関係について、それぞれ伺ったところでありますけれども、今回の再編案が実現すれば、関連企業等の経営や雇用にも影響するのは必至であります。特に、地元・室蘭市や周辺自治体に及ぼす影響というのははかり知れないと考えるところでございます。

この件につきましては、改めて知事に考えをお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしく願ひして、私の質問を終わらせていただきます。

○内田尊之副委員長　中野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

畠山みのり君。

○畠山みのり委員　私からは、まず、IRについて伺わせていただきます。

カジノを含むIRに対する道の考えにつきまして、これまで、私どもの会派の代表質問などで幾度となく伺ってまいりましたが、現時点で判断できる状況にないと、はっきりと答弁されながらも、一方では、セミナーやフォーラムを開くほか、各種調査を実施するなど、あたかも道内での設置を前提として前向きに取り組んでいるように映ります。

道では、北海道でのIR実施に関心が高い海外の事業者に対しまして、事業構想案を募集するなど、意向調査を行っていますが、その目的は何でしょうか、まず伺います。

○内田尊之副委員長　観光局参事沖野洋君。

○沖野観光局参事　調査業務の目的についてでございますが、IRについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力となることが期待される一方で、IR導入に伴う社会的影響を懸念

【第2分科会 10月2日 第3号】

する声もありますことから、道では、IRを本道に導入した場合に想定される社会的影響や観光面での需要予測などの調査を行うとともに、道民の皆様幅広い情報提供を行うため、IRに関するセミナーを開催することとしているところでございます。

道が行っております事業構想等の募集は、北海道におけるIRのあり方などを検討する際の参考とするために、海外のIR事業者から、本道への関心の有無や基本的なコンセプト、社会的影響に対する考え方などについての意見聴取を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 IRのあり方などを検討する際の参考とするということですが、道は、その意向調査の結果の内容について、どのような項目を道内での設置の判断材料としようとしているのでしょうか。

○沖野観光局参事 調査結果の活用についてでございますが、本道におけるIR実施の検討に当たりましては、IR事業者の各地域への関心の程度や具体的な提案内容が重要と考えております。

このため、本調査は、投資先として興味がある地域及びコンセプト、本道への貢献やギャンブル依存症対策の考え方等について、IR事業者から意見聴取を行うものであり、その結果を踏まえまして、今後、さらに検討を深めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 海外事業者への意向調査は外部委託によるものですが、その業者はどのようにして選定したのでしょうか、伺います。

○沖野観光局参事 受託業者の選定についてでございますが、本委託業務は、IRを本道で行った場合の需要予測や社会的影響など、IRに関する幅広い調査を行うものであり、本業務を適切に実施するには、IRに関する専門知識や、世界のIR市場の情報、高度な調査分析能力や外国語による情報収集の能力などが必要とされますことから、指名選考委員会の審議を経て、公募型プロポーザル方式を採用したものでございます。

その結果、3者から企画提案書の提出があり、プロポーザル審査会におきまして、ヒアリングを実施し、最高順位であった者について、受託予定者として最適であるか、協議の結果、当該受託業者を決定したものでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 今回の委託業者は、現在、IRの誘致に手を挙げている三つの自治体のうち、苫小牧市におきましても、設置に関するコンサル業務を請け負っていると聞いていますが、道はそのことを承知していたのでしょうか。

○沖野観光局参事 受託業者に関する認識についてでございますが、本調査業務のプロポーザル審査に用いる企画提案書には、主な業務経歴を記載することとしており、提案のあった3者のうち、1者におきまして、苫小牧市で実施している調査業務を受託している旨の記載があったところでございます。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** 道は、I Rの導入や候補地の選定につきまして、これまで、判断できる状況にないと説明しており、いわば中立の立場であります。I Rについて積極的に進めている業者が海外事業者の意向調査を行うことで、果たして公平公正な報告がなされるのかという疑念の声も聞かれます。このことにつきまして、どのような見解をお持ちでしょうか。

○**内田尊之副委員長** 国際観光担当局長近藤裕司君。

○**近藤国際観光担当局長** 受託業者についてでございますが、本委託業務の内容は、I Rに関する幅広い調査を行うものであり、本業務を適切に実施するためには、I Rに関する専門知識や高度な調査分析能力などが必要とされますことから、公募型プロポーザル方式により、提案のあった3者のうち、最も対応能力がすぐれた受託業者を公正に選定したものでございます。

調査の実施に当たりましては、公平公正に行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** I Rの導入とか候補地の選定につきまして、現在は判断できる状況にないとしていますが、判断できる状況になった場合、どのようなことを判断基準とするのか、集客力や利益など、具体的にお示し願います。

○**近藤国際観光担当局長** I Rに係る判断基準についてでございますが、I Rについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響が懸念されているところでございます。

I Rの導入の判断に当たりましては、国において検討が進められております制度設計の内容を踏まえ、現在、道が行っている、I Rの導入に伴う社会的影響や北海道全体に及ぼす観光面での需要などに関する調査、I R事業者の意見聴取の結果などを参考にするとともに、有識者の御意見を伺い、道議会での御議論もいただきながら、検討を深めてまいります。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** 今回、衆議院が解散されて、I R実施法案の提案が先送りされました。先を見通せない状況になったわけですが、道の厳しい財政状況の中で、このまま、海外事業者の調査などに貴重な予算を支出し続けるのはいかなるものなのでしょうか。

道内へのI Rの設置につきまして、一度立ちどまってみるべきではないかと考えますが、所見を伺います。

○**内田尊之副委員長** 経済部観光振興監木本晃君。

○**木本経済部観光振興監** 今後のI Rの検討についてでございますが、国におきましては、本年7月のI R推進会議の取りまとめなどに基づき、秋の臨時国会にI R実施法案を提案する方向で検討が進められていたところではありますが、今般の衆議院の解散により、同法案の提案時期が先送りされることになったものと承知しております。

いずれにしましても、道といたしましては、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、国の動向を注視するとともに、引き続き、国に対し、ギャンブル依存症などの社会的影

響に対する万全の対策が盛り込まれるよう、必要な対策を求めてまいります。

また、道では、今月、道内の6圏域で予定しているセミナーにおきまして、IRに関する幅広い情報の提供や質疑応答などを行い、道民の皆様方の意識の把握に努めるなど、IRの導入につきましては、拙速な判断をすることなく対応してまいりますとともに、国の動きに適切に対応できるよう、検討を深めてまいります。

以上でございます。

○畠山みのり委員 いまだはっきりしない部分が多く、また、カジノを含むIRの是非についても多くの声がある課題でありますので、今後の取り組みなどにつきまして、知事からも直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○内田尊之副委員長 了解しました。

○畠山みのり委員 続きまして、北海道観光振興機構について伺います。

さきの代表質問におきまして、観光振興機構の自主財源の確保がなされていないことを指摘して、早期の自主運営に向けた自主財源の確保を求めましたところ、ようやく、今年度、観光振興機構内に自主財源確保に関する検討会議を設置して検討を始めたとのことでありました。

観光振興機構の自主財源の確保の検討について、幾つか質問をさせていただきます。

その検討を始める上で、いつまでに、どれくらいの収益を上げるかなど、具体的な目標などを掲げるものと思われませんが、どのような方向で検討されているのでしょうか。

○内田尊之副委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 検討会議についてであります。北海道観光振興機構は、本道における観光振興のための中核的な組織として、自立的、機動的な活動基盤の充実が必要と考え、本年度、自主財源確保に関する検討会議を設置し、年度末をめどに、新たな自主財源の確保に向けた事業を立案していくこととしており、道といたしましては、観光振興機構みずから、自立した経営に向けて、目標を持って取り組むことが重要と考えているところでございます。

以上です。

○畠山みのり委員 成果をはかる上では、数値目標も必要ではないかと考えます。数値目標の進捗状況によって、現状の把握がしやすくなるのではないかと思います。

そういった数値などの目標を持たなければ、いつまでたっても、現状の改善や、最終目標である自主運営はできないのではないかと危惧をいたすものですが、この検討会議の取りまとめに当たりまして、道は、どのような考え方でかかわっていくのか、その関与について伺います。

○山口観光局参事 検討会議への道のかかわりについてであります。道といたしましては、観光振興機構が本道観光の中核的な役割を担っていくためには、自立的、継続的な活動の基盤を整えていくことが重要であると認識しており、観光振興機構が有する機能を十分に発揮する上で、安定した財政基盤を確立していく必要があると考えることから、観光振興機構による新たな財源の確保に向けた取り組みなどに対して、情報提供や意見交換などを含め、対応してまいります。

以上です。

○**畠山みのり委員** 情報提供や意見交換については、その程度にもよると思いますが、観光振興機構の自主財源の確保は、今後、自立するに当たってとても重要な案件でありまして、道はもとより、議会としても把握する必要があると考えます。検討会議の検討状況などにつきまして、議会への報告はされるのでしょうか。

また、観光振興機構への意見の反映など、議会の関与についてはどのように認識されているのでしょうか。

○**内田尊之副委員長** 観光局長多田聡史君。

○**多田観光局長** 議会への報告についてでございますが、観光振興機構では、現在、検討会議において、年度末をめどに、新たな自主財源を確保するための事業を検討しているところです。

その事業の決定に当たっては、総会等の承認の手続が必要でありますことから、例年6月ごろに開催される総会の終了後に、委員会等に対して報告をすることとし、道といたしましては、委員からの御意見などを観光振興機構に伝え、取り組みに反映されるよう対応してまいります。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** 観光振興機構の財源は、ほとんどが道からの委託や補助でありまして、道が関与している団体の中でも、関与の度合いが非常に高いものとなっているにもかかわらず、資本金への出資がないことから、議会や監査委員のチェック機能が十分に働いてこなかったことも、今回の定例会における私どもの会派の代表質問で指摘をさせていただきました。この指摘によりまして、やっと、道から、今後は委員会などで説明していくとの答弁を得たところであります。

そうしますと、指摘を受けるまでは、観光振興機構へのチェック機能は十分であったとの認識でいらしたのかどうか、伺います。

○**木本経済部観光振興監** 道のチェック機能についてでございますが、観光振興機構に対する監査に関しましては、これまでも、地方自治法などに定める権限に基づき、道の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況につきまして、道監査委員が財政的援助団体等監査を行っているところであります。

なお、観光振興機構の事業の実施状況につきましては、昨年7月に委員会に報告させていただいており、今後とも委員会等に説明をしまいる考えでございます。

道といたしましては、観光振興機構が有する機能や役割を十分に発揮できるよう、引き続き、観光振興機構に設置された各種部会や、事業実施に係る会議等に出席いたしますとともに、自主財源確保に関する検討会議に参画するなど、さまざまな機会を捉えて、観光振興機構の事業運営に関して確認を行いますとともに、意見を述べてまいります。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** 委員会での報告は昨年7月が初めてだというふうに伺っております。十分なチェック機能が働いてこなかったことが、観光振興機構の自主運営をおくらせる一因となったのではないかと考えています。

今後の北海道観光の中枢を担う観光振興機構のあり方は非常に重要な課題でありますので、知

【第2分科会 10月2日 第3号】

事にも直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、北海道観光おもてなしタクシーについて伺います。

今伺いました観光振興機構の事業の一つに、北海道観光おもてなしタクシー、通称・夢大地北海道ガイドタクシーがありますが、先日乗り合わせたタクシーの運転手の方が、偶然にもそのガイドタクシーの認定を受けているとのことでした。

正直、それまで、札幌にそのようなガイドタクシーがあるということを私自身は余り気にしていなかったのですが、その運転手の方はとても楽しんで仕事をされていると感じました。

私が乗り込んだときには、まず、車内の温度が暑くないか寒くないかとか、そんなに長い距離を移動したわけではありませんけれども、自前のタブレットで雑誌を読むかなど、お声がけをいただきまして、お客様が退屈しないようにいろいろと工夫をしているということでした。

市内の主要な建物の歴史とか、観光スポット、飲食店など、新しいところには必ず出向いて、勉強するといいますか、情報を仕入れるということでした。

札幌の観光を楽しむお客様に満足していただくためのおもてなし、そういったことに貢献しているガイドタクシーについて、幾つか伺います。

北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度は、どのような目的でつくられたのでしょうか。

○内田尊之副委員長 観光局参事内藤智之君。

○内藤観光局参事 おもてなしタクシー乗務員認定制度についてでございますが、近年、観光客の旅行形態が、団体旅行から、個人や家族など小グループの旅行へとシフトしており、観光地を自由に周遊できる交通手段として、タクシーの利用が高まってきましたことから、平成22年度に、道や運輸局、観光振興機構等の関係機関・団体で構成する北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定機構を設立し、観光客のニーズに応えるおもてなしの心と観光知識を備えたタクシー乗務員を養成し、観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、この認定制度が創設されたものでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 1年に1度の認定試験ということですが、どのくらいの方が受験をして、そのうち、どのくらいの方が認定されるのでしょうか、伺います。

○内藤観光局参事 認定試験についてでございますが、この認定制度では、初級のグリーン、中級のシルバー、上級のゴールドの3段階の認定資格を設けて試験を実施しており、昨年度は、グリーンは、70名が受験し、37名が認定され、シルバーは、94名が受験し、30名が認定され、ゴールドにつきましては、5名が受験し、2名が認定されているところでございます。

なお、本年4月現在で、グリーンが432名、シルバーが67名、ゴールドが2名認定されておりまして、実際に乗務員として活動しているのは376名となっているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 お客様に満足していただくためにも、多くの人に受験してもらうことが大切

と考えます。

ガイドとして認定されてからのモチベーションの維持とか、やりがいに通じるような仕組みも必要ではないでしょうか。そのために何か対策を講じているのでしょうか。

○内藤観光局参事 認定乗務員への対応についてでございますが、認定制度では、観光知識やガイド技能、経験年数に応じまして、3段階にレベルアップする仕組みを導入しており、観光施設や外国語の研修など、スキルアップの機会を設けておりますほか、札幌市内の主要ホテルへの乗務員リストの配付や、専用のウェブサイトの開設などにより、認定乗務員を積極的に紹介するなど、モチベーションの維持向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 北海道では、外国からの観光客を500万人という目標がありまして、当然、札幌市内でも海外からのお客様を多く見かけます。

観光バスと違いまして、タクシーは、行きたいところや思いついた場所へすぐに行くことが可能でありまして、道内外のお客様のみならず、海外からの個人観光客、旅行者にも需要があるように思います。

ガイドタクシーの海外からのお客様の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○内藤観光局参事 外国人観光客の利用状況についてでございますが、近年、個人旅行を楽しむ外国人観光客が増加しており、観光地を自由に周遊できるタクシーの利用拡大が期待されますことから、おもてなしタクシー乗務員認定機構においては、外国人観光客に対し、ガイドタクシーの利用促進を図るため、平成28年6月より、札幌市の英語版のウェブサイトに専用ページを設け、海外からのタクシー予約の受け付けを行っており、現在までに10件程度の利用があったところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 昨年6月から10件程度ということですが、海外のお客様に、安心、安全に北海道観光を楽しんでもらうための環境づくりが必要と思います。

このガイドタクシーが海外からの旅行者を受け入れるための仕組みはどのようになっているのでしょうか。

○内藤観光局参事 外国人観光客の受け入れについてでございますが、おもてなしタクシー乗務員認定機構では、外国人観光客に快適で安心して旅行を楽しんでいただけるよう、認定乗務員を対象に、外国人観光客に対応する際の接遇について研修を実施しておりますほか、英語を初めとした外国語が堪能な乗務員をウェブサイトで紹介するなどして、外国人観光客の受け入れに努めているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 利用してもらおうためのもっと能動的な仕組みづくりが必要ではないかと感じます。

先ほど、札幌市の英語版ホームページでの申し込みとの答弁がありましたが、観光のおもてな

【第2分科会 10月2日 第3号】

しということを考えたときには、海外の方のみならず、国内の方にも利用しやすい方法で、さらに広げていく必要があるのではないかと指摘させていただきます。

次に、このガイドタクシーは、まず札幌で導入されて、行く行くは全道でということだったと聞いています。

現在はまだ札幌のみのようですが、今後、道内に広げていくのでしょうか。また、どのように広げていこうとしているのか、伺います。

○多田観光局長 全道各地への展開についてでございますが、おもてなしタクシー乗務員認定機構では、札幌市以外の都市にも認定制度を普及していくことを目指し、道内の主要都市のハイヤー協会を中心に、制度の説明などを行ってきましたが、現在のところ、他都市での制度の導入までには至っていないところです。

道といたしましては、引き続き、認定機構を構成する関係団体と連携しながら、札幌地域での認定制度の普及拡大を図るとともに、他都市での導入の可能性について、関係機関などと相談をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○畠山みのり委員 お客様に満足していただくことで、ガイドタクシーの利用とともに、北海道の思い出というものが色あせないものとなるのではないかと思います。ガイドタクシーがおもてなしの心を持ち続けるために、また、多くのお客様に御利用いただくために、今後、どのように取り組んでいくのでしょうか、伺います。

○木本経済部観光振興監 今後の取り組みについてでございますが、観光おもてなしタクシーは、個人旅行客のニーズに応えることができるおもてなしと観光知識を備えたガイドにより、満足度の高い旅行を提供するものであり、リピーターの確保に向けましては、こうした取り組みを進めていくことが重要であると考えておりますことから、道といたしましては、今後とも、認定機構を構成する関係団体と連携し、認定乗務員の意見やタクシー利用者の皆さんの声をお伺いするなどして、認定乗務員の知識、技能の向上のための研修や、利用拡大に向けた宣伝、PRなどに取り組み、本道観光の受け入れ体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○畠山みのり委員 リピーターへつなげるというのはとても難しいことだと思いますけれども、北海道観光振興機構の一つの事業として、今後、しっかりとした取り組みをお願いいたします。

次に、働き方改革について伺います。

働き方改革推進方策の柱の一つである、多様な人材の活躍の部分におきましては、女性、高齢者を前面に出していますけれども、就業支援や職場拡大ばかりが見受けられます。人材の流出や人口が減少していることを単に女性や高齢者で補おうとしているようにも感じられます。

女性や高齢者が働くことの意味を見出して、社会参加することへの意識の醸成が図られるような取り組みも必要と考えますが、認識を伺います。

○内田尊之副委員長 就業支援担当課長千葉公志君。

○千葉就業支援担当課長 女性や高齢者の就労意識の醸成についてでございますが、結婚、出産を機に離職された女性や高齢者などに、生きがいを持って働き、社会に参画していただくことが重要であると考えております。

そのため、道におきましては、道内の6カ所に設置いたしましたマザーズ・キャリアカフェやジョブサロンにおける、女性、高齢者に対するカウンセリングの実施やセミナーの開催などによりまして、就労意識の醸成を図っているところでございます。

また、離職後のブランクや子育てとの両立への不安などから、就労希望があっても就職活動に至っていない子育て中の女性が多いことから、企業への就業の体験などを行う地域子育てなでしこ再就職支援事業を実施しているところでございます。

今後とも、国、関係機関と連携しながら、女性や高齢者を含む多様な人材が生き生きと活躍できるような環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○畠山みのり委員 この方策では、生産性の向上ということも柱の一つに掲げられていますが、付加価値の向上、そして効率性の向上など、企業側の視点に立ったものと感じます。

働く人の立場からの視点で、生産性の向上が、長時間労働の是正など、就業環境の改善につながって、それらがいろいろな形で実感できるようなものも必要なのではないかと思います。見解を伺います。

○内田尊之副委員長 働き方改革推進室長土屋節子君。

○土屋働き方改革推進室長 生産性の向上についてでございますが、推進方策の柱の一つである生産性の向上は、新商品、新サービスの開発やマーケット開拓などによる付加価値の向上、ITなどを活用した省力化、効率化の推進、それらを担う人材の育成といった取り組みを通じて、企業の経営改善などが図られることにより、労働者の長時間労働の是正や賃金水準の上昇など、就業環境の改善にもつながるものと認識しております。

こうした取り組みにより、働く意欲や能力のある人々が生き生きと働ける環境づくりを目指してまいります。考えでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 道では、北海道働き方改革推進方策の素案を示されまして、過日、私どもの会派の代表質問においても議論をしたところでありますが、平成31年度時点の達成目標指標につきまして、全国平均を目指すなど、設定が低いものと感じます。消極的であるように思いますが、代表質問で、知事からは、北海道創生総合戦略に準拠した指標を盛り込んだとの答弁がありました。

整合性を図るということは、方向性が違ってはならないために理解できますけれども、このたびの推進方策は、さらに働き方に特化して改革しようとするものでありますので、創生総合戦略を超える設定でなければならないのではないのでしょうか。

同じ設定では、この方策がなくても、創生総合戦略だけで達成できることにはならないでしょ

うか。

若者を中心に道外へ流出している人口の状況を踏まえますと、全国平均を目指すのではなく、全国平均を上回る指標を設定して、道内での働き方改革を強力に進めるべきと考えますが、指標の見直しをする考えはないのでしょうか、伺います。

○内田尊之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 働き方改革についてでございますが、今般策定をする働き方改革推進方策におきましては、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となっている北海道創生総合戦略に準拠した指標を盛り込んだところでございます。

本道におきましては、全国と比較して、年間総労働時間が長く、就業率や付加価値生産性が低いなどといった状況にありますことから、平成31年度までに、これらの数値を全国水準にまで引き上げることなどを目指して、推進方策に基づき、庁内はもとより、関係機関などと緊密に連携し、働き方改革の取り組みを積極的に進めてまいります。

以上です。

○畠山みのり委員 働き方改革推進方策の指標の中で、例を挙げますと、年間総労働時間が平成31年度までに2000時間、そして、年次有給休暇の取得率が67%という数値が示されているので、数値目標と言えるものだと思いますけれども、2000時間とか67%は、目標に値するような数値ではないと感じます。

平成31年度までが第1段階としますと、次の取り組みというものがあるのか、期待したいところですが、その先の方策はあるかどうか、わからないということでしたので、このことにつきましても、知事に直接お考えを伺いたいと思います。お取り計らい願います。

次に、人手不足に関する現状認識について伺います。

まず、政府は、経済政策の効果として、有効求人倍率の上昇や完全失業者が減ったことなどを挙げていますが、道内の状況について改めて伺います。

○内田尊之副委員長 雇用労政課長田邊弘一君。

○田邊雇用労政課長 道内の雇用情勢についてでございますが、本道の有効求人倍率は、北海道労働局の発表によりますと、平成26年度の平均では0.86倍であったものが、平成28年度の平均では1.04倍と、統計を開始した昭和38年以降、初めて1倍を超えたところでございます。

また、労働力調査によりますと、完全失業者数につきましては、平成26年の平均では11万人であったものが、平成28年の平均では10万人と、1万人の減、完全失業率につきましては、平成26年の平均では、4.1%であったものが、平成28年の平均では3.6%となっているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 今いろいろ数字を伺いましたけれども、これは、単に人口が減ったことによって、そういったような効果が出ているのではないのでしょうか。どのような認識をお持ちでしょうか、伺います。

○田邊雇用労政課長 道内の雇用情勢の改善要因についてでございますが、本道におきましては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいることに加えまして、景気の緩やかな回復基調のもと、求人数が増加していることなどにより、雇用情勢が改善しているものと考えます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 依然として、道内の各業種において人手不足が叫ばれています。

都市部と地方では、どのような職種で人手が不足していると把握していらっしゃるのでしょうか、伺います。

○田邊雇用労政課長 人手不足の職種についてでございますが、平成28年度の職種別有効求人倍率を見ますと、事務的職業以外は、全道的に人手不足であると言えますが、建設躯体工事・建設、介護サービスなどにつきましては、札幌圏と札幌圏以外の両方の地域において有効求人倍率が2倍を超えており、これらの職種については特に人手不足と考えられます。

加えて、農林漁業につきましては、札幌圏ではほぼ1倍となっておりますが、札幌圏以外の地域で2倍を超えており、人手不足となっているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 平均しますと、数字上の有効求人倍率は1.0倍以上ですが、実際は、業種によっては人手不足ということで、雇用のアンマッチがあります。

そのような人手不足の職種につきまして、これまで、どのように対応してきたのでしょうか、具体的な取り組みをお伺いいたします。

○田邊雇用労政課長 人手不足への対応についてでございますが、人手不足への対応に当たりましては、これまで、産業分野ごとに異なる課題を踏まえ、取り組みを進めてきたところでございます。

例えば、建設分野につきましては、高校生を対象としたインターンシップや、建設産業の魅力を紹介するセミナーの実施、工業高校等の生徒に加え、保護者を対象とした現場見学会の開催など、建設産業の役割や魅力への理解を深める取り組みを実施しているところでございます。

また、福祉・介護分野につきましては、介護従事者の負担の軽減に向け、介護ロボット導入事業者に対する助成を行いますとともに、復職を希望している有資格者の方々に再就職準備金の活用を働きかけるなど、介護人材の確保を図る取り組みを実施しているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 これまでは、国の経済政策などの効果を期待して、国の施策による対応であったと思いますが、その結果、北海道ではそれほど効果が出ていないのではないのでしょうか。

それだけではなく、その間、貴重な人材は首都圏や他県に流出して、地域の人材はさらに減少したとも指摘されています。

国任せ、各部任せの対応では、現在の地域の人手不足は解消できないのではないのでしょうか。

道内や地域からの人材の流出を防ぐためにも、各部横断的に総合的な人手不足対策を行うべき

ではないかと思えます。今後の対応を伺います。

○内田尊之副委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 人手不足対策についてでございますが、力強い本道経済を構築していくためには、経済活動を支える人材の育成確保が重要でありまして、これまで、道では、良質で安定的な雇用の場の創出に取り組むとともに、新規学卒者の首都圏などからのU・Iターンや、地元への就職、職場定着の促進、さらには産業人材の育成などに取り組んできているところでございます。

これらに加えまして、道では、働き方改革の取り組みの方向性を示す推進方策を策定し、庁内はもとよりでございますが、関係機関とも連携して、働き方改革を進めることとしておりまして、人手不足の解消による企業の持続的発展と、働く意欲や能力のある方々が生き生きと働ける環境づくりを目指してまいる考えでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 人材の育成確保につきましては、これから先の北海道経済の構築など、将来に影響を及ぼすことでありまして、先ほど伺った働き方改革推進方策によって改革を進めるということであれば、知事にも直接伺いたく、お取り計らいをお願いいたします。

最後に、経済の状況について伺わせていただきます。

平成24年12月以降の安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスによりまして、日銀の大規模な金融緩和が実施され、円安、株高が進み、景気拡大が進んだと言われております。

その一方で、実感がないという声があったり、最優先課題と位置づけられるデフレ脱却は達成できていない状況にあります。

アベノミクスについては、さまざまな議論がなされているところでありますが、アベノミクスの成果と言われるものが道内経済にどのような影響を与えているのか、現状とその評価などについて、幾つか伺わせていただきます。

まず、アベノミクスは、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、成長戦略のいわゆる3本の矢で進められてきました。

とりわけ、第1の矢である日銀の異次元の金融緩和によりまして、円安、株高という状況があらわれましたが、道内企業の業績改善にどのようなつながったのでしょうか。

道民経済計算を見ますと、平成25年度は10.7%の増、26年度は7.5%の増となっておりますが、どのような業種で改善が見られるのかも含めて、認識を伺います。

○内田尊之副委員長 経済調査担当課長佐川泰隆君。

○佐川経済調査担当課長 企業業績についてでございますが、平成26年度の道内総生産は、前年度に比べて1.1%の伸びとなっており、改善が見られる産業は、電気・ガス・水道業や農林水産業などとなっております。

また、企業所得で改善が見られる産業は、電気・ガス・水道業や製造業などとなっております。

○畠山みのり委員 今御答弁いただいた業種につきましては、一定の改善が見られるところですが、アベノミクスの大きな目的はデフレ脱却ということで、2%の物価目標が掲げられていましたが、これはいまだ実現できていない状況です。

消費者物価指数は、目標を大きく下回る水準で推移しておりまして、これは、企業が賃金を上げることに消極的で、消費が伸びないことに原因があるとも言われています。

道内におきましても、企業所得が増加している割には、賃金は伸び悩んでおりまして、道民経済計算では、雇用者報酬は、平成26年度はマイナス1.6%となっています。

企業所得の増加は、賃金の上昇や個人消費の拡大に結びついていないと考えますが、この点についての所見を伺います。

○佐川経済調査担当課長 賃金等についてであります。異なる統計でありますことから、一概には比較ができないものの、国が実施している毎月勤労統計調査によりますと、道内の常用労働者の月額現金給与総額は、平成25年の26万9000円から、平成26年は28万1000円となり、4.5%の伸びとなっております。

一方、消費支出につきましては、これも国が実施している家計調査によりますと、道内の2人以上世帯の1カ月の支出額は、平成25年の26万1000円から、平成26年は26万2000円となり、0.4%の伸びとなっているところでございます。

○畠山みのり委員 現金給与総額——可処分所得とっていいのでしょうか、これが4.5%の伸びで、支出が0.4%の伸びということは、支出のほうは、所得に比べると抑えられているのではないのでしょうか。

これまで議論したような経済指標などを見ますと、アベノミクスの効果は、必ずしも、道内の経済あるいは道民の生活に効果や恩恵をもたらしていないのではないかと思います。

経済指標などを総合しまして、アベノミクスが道内経済にどのような効果、影響をもたらしているかと認識されているのでしょうか、伺います。

○佐川経済調査担当課長 国の経済政策の影響についてであります。このことについては、さまざまな要因があることから、一概には言えませんが、ここ数年の本道経済の動向を見ますと、持ち直しの動きがあるものの、個人消費や生産活動の一部に弱さが見られるなど、一進一退で推移してきたところでございます。

直近の状況では、生産活動など、一部に弱い動きがあるものの、百貨店、スーパー、コンビニの販売額などの個人消費や、住宅着工件数などで回復の動きが見られるほか、来道者数、特に来道外国人数の増加や、有効求人倍率、完全失業率が改善していることなどから、本道経済は緩やかに持ち直しているものと認識してございます。

○畠山みのり委員 アベノミクスに関する現状認識について伺いました。

最後ですが、これまでのアベノミクスと言われる国の経済政策につきまして、道内経済の活性化という観点から、どのように評価をされているのでしょうか。

あわせて、今後の国の経済政策とどう向き合っていくべきと考えるのか、部長の所見を伺

います。

○**阿部経済部長** 経済政策についてでございますが、我が国の景気は、個人消費が持ち直し、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調にあります。本道経済につきましても、個人消費の回復の動きや、国内外からの観光客の増加、雇用関連指標が改善するなど、緩やかに持ち直しているところでございます。

一方で、本道では、全国を上回るペースで進む人口減少や少子・高齢化の進展により、人手不足の深刻化に加え、消費の減退による地域経済への影響も懸念をされているところでございます。

このため、道といたしましては、こうした状況を踏まえて、国の施策も活用しながら、地域の経済と雇用を支える中小企業の振興を初め、道外からの投資の促進や人材誘致など、地域産業の底上げ、さらには、食の輸出拡大といった海外需要の取り込みを図りまして、引き続き、本道経済の活性化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**畠山みのり委員** 道は、本道経済は緩やかに持ち直しているとしつつも、消費は減退しているとの認識を示されましたが、本道経済の状況やアベノミクスの状況について知事にも直接所見を伺いたく、お取り計らい願います。

以上で質問を終わります。

○**内田尊之副委員長** 畠山委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

道見泰憲君。

○**道見泰憲委員** よろしくお願ひします。

海外への販路拡大戦略について質問をさせていただきます。

我が会派の代表質問で、人口減少問題に対峙していくためや、食産業の持続的な発展を図るために、拡大する海外市場に販路を切り開くことが必要であると質問させていただいております。

食のイベント、商談会の実施、北海道ASEAN事務所や台湾チャレンジショップの設置等によって拡大を目指さなければならず、食の好み、食習慣を踏まえた食品の開発や品ぞろえを充実させていく上で、海外のどさんこプラザの展開や役割は重要であると考えております。

一昨年、海外初のどさんこプラザをシンガポールに設置したことは好評を得ているとお聞きしていて、その拡大に期待が膨らむところであります。

また、代表質問に対し、知事は、来年10月にタイのバンコクに二つ目のどさんこプラザを設置し、食と観光が一体となった取り組みを強化していくと明言され、成長するASEAN地域を初めとする海外需要を一層開拓し、輸出や外国人観光客の拡大を図ることが重要と答弁されていて、道と議会が取り組む方向性に違いはないと判断をしているところであります。

最初に、これらの取り組みに対する道民等の理解について伺います。

道と議会が幾ら同調していたとしても、それを実行するのは道民や企業の皆さんであります。

また、道と議会が、幾ら、道民や企業の皆さんと一緒に道産食品を売り込んだとしても、それを手にして口にするのは海外の消費者であることは言うまでもありません。

私がこの機会に確認しておきたいことは、生産する側と売る側の立場や、特に買う側の立場が置き去りにされていないかということなのであります。

北海道内で生産されているもの、あるものを売ることは大切なことではありますが、同時に、求められるものを生産し、売るという、着眼の転換を図り、道民や企業の皆さんに情報を提供し、私たちは、将来にわたって成長することができる視点を共有することが必要なのだと考えています。

しばらくの間は、私たちの自慢の産物と求められる商品とを両建てで、生産、販売していかねなければならないのです。

私のもとにも、海外輸出を云々言う前に、私たちの日々の食卓に安心して安全な食品を提供することが先だという御意見が寄せられています。日本の食料自給率の低さを嘆き、そのようなお考えになられるのも承知はしております。

しかし、冒頭でも述べましたように、人口減少や少子・高齢化の真ただ中で、失われていく北海道の元気を補っていくためには、これらが避けられない取り組みであるということをお示ししていかなければなりません。

そのためには、まず、道民や生産者、そして企業の皆さんの理解が必要であります。常に情報の共有が必要です。そして、私たちが目指す姿を今まで以上に明確にしていく必要があります。

道は、これまでのマーケティング調査で、これらの視点を加えた調査を実施してきたのか。また、道民や企業の皆さんとの、情報の共有を初めとした総意としての取り組みを実現するために、どのような施策を積み重ねてきたのか、まず最初に伺います。

○内田尊之副委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 これまでの現地ニーズの把握などについてでございますが、人口減少が進み、国内マーケットの縮小が懸念される中、道内経済を維持していくためには、ASEAN地域を初めとする海外需要の獲得が重要であることから、道では、シンガポール、タイなどにおいて商談会を実施するとともに、道内においても、海外バイヤーを招聘した商談会や現地視察を実施してきたところでございます。

また、北海道ASEAN事務所やどさんこプラザシンガポール店、バンコクの北海道マーケットを活用した消費者ニーズの把握にも取り組むなど、さまざまな機会を活用し、現地の市場動向の確認に努めてまいりました。

このような取り組みで得た情報とあわせて、道の輸出戦略などについて、ジェトロを初めとする関係機関と連携したセミナーや、道のホームページなどを通して、経済団体、企業、消費者などに幅広く周知するとともに、事業者に対する助言やフォローアップを行っているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 指摘を加えます。

私は、これまで道が取り組んできた諸施策を否定するつもりはありません。

しかし、これまでの取り組みに加えて、道民や生産者、そして企業の皆さんに広く理解と協力をいただきながら、国内での販売の延長にある海外輸出の段階から、国外から北海道を俯瞰した私たちの未来像に向けて、私たちに変化していくことを恐れてはいけないのだと思うのです。

経済部におかれましては、関係各部と連携をより強化して、私たちがなぜ道産食品輸出額を伸ばしていかなければならないのかという目的を伝わりやすく磨き上げていただき、強いメッセージとして、道民の皆さんと共有することができるように、手段を講じていただきたいと要請しておきます。

次に、輸出拡大を目指す上での障壁について伺っておきます。

輸出の拡大を目指す前提として、道が行ったマーケティング調査などから、売る側と買う側にとって、それぞれ、どのような課題が存在していると受けとめているのか、何が障壁となっていると考えるのか、道の見解を伺います。

○山口食関連産業室参事 道産食品の輸出拡大に係る課題についてでございますが、平成28年度の食関連企業経営意識調査などによりますと、輸出に取り組む事業者からは、現地のニーズに合わせた商品の開発や物流コストの圧縮などが課題とされている一方、どさんこプラザのシンガポール店などにおいては、現地の消費者から、新鮮で品質が高い、豊富な種類の道産品が人気となっており、道産食品の輸出拡大に向けては、輸出先国の需要に応じた商品開発や輸出品目の多様化、効率的な物流体制と一体となった販路開拓に加え、輸出先国の検疫等の規制への対応などが課題であると認識をしております。

このため、道といたしましては、商品開発に向けた技術支援や海外におけるテスト販売、鮮度保持技術等の実証実験と商談会の一体実施、国際基準に対応した輸出関連施設の整備の促進などの取り組みを実施してきたところでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 これも指摘を加えておきます。

私たちにとっての障壁が何であるのかは認識できているということでありました。

しかし、その課題が部をまたがって存在している場合に、途端に歩みがとまってしまっていたり、打ち出した結果が、帯に短し、たすきに長しの状態に陥ってしまっているおそれはないでしょうか。

道産食品輸出額の拡大は、未来の道民の皆さんにとって欠かすことのできない、北海道の元気の柱の一つであると断言できます。

実は、部をまたがる取り組みが、より成長させることができなくなってしまう障壁の一つになっていることを自省していただいて、内輪のことで将来の可能性の芽を摘むことがないよう、高橋知事のリーダーシップのもとで、タイミングよく取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

国への陳情についてです。

例えば、生ガキは、欧州からシンガポールへ輸出されています。

北海道には、厚岸や佐呂間など、生ガキのナショナルブランドが多く存在しております。それらは、欧州の生ガキと比べても味が劣るものではありません。むしろ、欧州の生ガキにはないおいしさがあると胸を張ってお勧めすることができる食材であります。

しかし、日本からは輸出ができない現状は、全くもって残念なことであります。シンガポール国内の企業で、さまざまに検証しながら、わずかに冷凍カキが輸入されているにとどまっております。

このような検疫上の諸課題については、国家間の交渉事項であり、残念ながら、道として直接関与できるものではありません。

道は、これまで、どのように国へ陳情し、どのような情報を得ているのか、今後、どう取り組んでいこうとしているのか、伺います。

○山口食関連産業室参事 検疫上の諸課題に対する道の対応についてでございますが、食の輸出を拡大していくに当たっては、輸出に取り組む事業者にとって非関税障壁となる検疫条件など、輸出に関する規制等の緩和、撤廃とともに、道産品の品質の高さ、安全性に対する理解を深めていくことが重要であると考えております。

道といたしましては、これまで、1次産品の輸出事業者などのお声をお聞きしながら、検疫面での輸出規制の緩和に向けた国家間交渉の推進について、国に対して要望を行うとともに、随時、ジェットロなどと連携し、検疫をめぐる関連情報の把握に努めてきたところでございます。

今後も引き続き、情報収集に努めるとともに、海外商談会、テスト販売等を通じて把握した市場の評価や国際認証等の取得などにより、安全、安心な道産品の品質の高さも示しつつ、検疫条件等の輸出障壁の緩和、撤廃に向けて、国への要請や働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○道見泰憲委員 これも指摘を加えます。

正式ルートでの国への陳情においては、見えない限界があったとしても、北海道の食材であれば何でも欲しいと求められている事実もあることを承知していただきたいのであります。これは、直接、シンガポールで接した企業の皆さんからお伝えいただいた、うれしい感想です。

ならば、道として、シンガポール国内やASEAN各国における環境整備を先行して行っていくことは十分に可能なのではないのでしょうか。

農産品、水産品、そして加工品と、おのおのに関係省庁へ働きかけなければならない今は、余りにも不自由、非効率です。

国に陳情を重ね、相手国との間で一日も早い実現を目指すためにも、現地での道自身による取り組みの下準備が不可欠となります。早速にでも、戦略、戦術を練って取り組んでいただきますよう要望しておきます。

【第2分科会 10月2日 第3号】

次に、物流上の課題について伺います。

食材や食文化による来訪促進プロモーションは、拡大に向けた大きな動機づけになり得ます。これまでよりもさらに踏み込んだ来訪客数や輸出の拡大を早期に実現させていくための戦略と戦術が必要な段階にあると言えるのです。

そのような中で、新千歳空港とチャンギ国際空港を結ぶスクートの就航から11カ月がたちますが、搭乗率も順調に推移しているとお聞きをしております。さらに、本年11月からは直行便の就航も加わり、週に5回、1往復それぞれ飛ぶことになり、一層の拡大効果が期待されるところであります。

そこで注目されるのが、物流の環境が大きく改善することであります。

例えば、生ホタテを航空便で運ぶ場合に、1枚当たりの価格に占める航空運賃は60%近くとなっていて、航空運賃の低減が、企業の利益と消費者への安価な提供につながってまいります。

食の輸出拡大をもくろむ私たちにとって、どうしても避けることができない課題でもあります。

中小企業向けの小ロット輸送については、HOP1サービスなど、さまざま取り組まれてきましたが、さらに大胆な取り組みが必要です。

道とシンガポール政府の協力のもとで、航空会社に協力を求めて、定量の輸送枠を確保して、安価な物流環境を整えることはできないでしょうか。道の見解を伺います。

○内田尊之副委員長 食関連産業室長三井真君。

○三井食関連産業室長 物流の拡大に向けた取り組みについてでございますが、道では、人や物の交流を促進するため、経済界などとも連携をしながら、国際航空路線、海上輸送手段の誘致や拡大に取り組んできたところでありまして、特に、航空機による直行便の就航は、鮮度の保持や商品の高付加価値化に貢献しているものと認識しております。

近年は、国際航空路線において、一定の物流スペースを有する大型機材の就航が進んでおり、航空会社からは、安定的に収益を得ながら路線を維持していく上で、道内の企業や生産者団体などの利用の拡大を期待する声があるところでございます。

道といたしましては、引き続き、流通関係事業者、相手国の関係者との情報共有や連携を深めながら、一層の輸送拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○道見泰憲委員 この点に関する質問については、今後、総合政策部に向けても深掘りをさせていただき、実現を図りたいと考えております。

次に、北海道ASEAN事務所について伺います。

昨年1月、北海道ASEAN事務所が7年ぶりに再設置されました。現地に赴任した職員、現地で採用された職員、民間企業から出向されている職員、おのおのが大活躍をされていて、シンガポール政府はもちろんのこと、ASEAN各国との橋渡し役として、北海道からの輸出を考えている道内の企業の皆さんにとって、心強い相談役や支援先として、その満足度は高いものとお

聞きをしております。

道は、その効果をどう評価しているのでしょうか。

以前の私からの一般質問でも提案をさせていただいているところではありますが、さらなる体制強化と継承、そして幅広い活動を支える予算づけが必要です。見解を伺います。

○内田尊之副委員長 国際経済室長加藤浩君。

○加藤国際経済室長 A S E A N事務所についてでございますが、昨年1月の開設以降、金融機関からの職員派遣により体制を強化しながら、道内企業の活動支援や情報交換など、これまで、2000件を超える案件に対応してまいりましたほか、現地における北海道フェアや商談会の開催などに積極的に取り組んできております。

こうした活動を通じ、北海道ブランドが浸透し、本道への理解や関心が高まる中、道内企業による新たな拠点の開設に加えまして、1次産品、加工食品の取引の拡大といった動きが着実に広がってきております。

今後、政府やジェトロなど関係機関はもとより、道内からの進出企業や、小売、流通といった現地の企業とのネットワークをさらに広げるなどいたしまして、事務所の機能の強化を図り、企業の海外展開が一層促進されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 これも指摘を加えます。

今回の質問に当たり、さまざまお聞きをする中で、北海道A S E A N事務所の中長期計画が策定されていないことを知りました。

業務の安定的な継続や継承を初めとする中長期計画の策定は、私たちが目指す姿の実現に不可欠なものでもあります。

早速、策定に向けての議論を開始していただけるよう要望するとともに、この課題については、議会議論の場で取り上げてまいりたいと思います。

また、北海道A S E A N事務所で果たさなければならない役割が、本庁の延長にある必要はないのであります。

現地で、ダイナミックに、中長期計画によって明確にされた目的に向かって、ある意味では役所らしくなく果敢に取り組んでいただきたいのであります。

私たちが北海道A S E A N事務所に期待すべき点は何なのかを授け、手厚い予算に裏打ちされる結果が必須であることは言うまでもありませんが、縦横無尽に活躍することができる、道自身による体制強化と活動を支える予算づけについて、重ねて要望しておきます。

最後の質問です。

未来の北海道民を支える販路拡大政策であるためということで質問させていただきます。

高橋はるみ知事が掲げた外国人観光客500万人プロジェクトと道産食品輸出1500億円プロジェクトは、必ずや、北海道の未来への一步に欠かせない政策だったと評価されるに違いありませんし、後の為政者たちによって、さらなる上乘せを実現させ、北海道の元気を取り戻していくため

【第2分科会 10月2日 第3号】

の足がかりとなるに違いないのです。

だからこそ、道庁が取り組んだことに満足をするのではなく、道民や企業の皆さんと一緒にあって、観光大国と農林水産畜産大国の北海道の経済を支えていくことができる政策として、稼ぐ意味の大切さを広く理解していただく必要があるのだと確信しています。

最後に、海外への販路拡大の戦略について、その先の道をお示しいただき、決意をお聞かせ願いたいと思います。

○内田尊之副委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 海外への販路の拡大についてでございますが、人口減少による国内市場の縮小が懸念される中、外国人観光客の誘致や道産食品の輸出を促進いたしまして、世界の成長力を取り込むことは、本道経済の発展にとって極めて重要なものと認識をいたしているところでございます。

このため、道の海外拠点などを活用して収集した現地の食習慣や嗜好などの市場環境を道内の関係者と共有いたしまして、新たに輸出に取り組もうとする事業者の拡大や、LCCの活用を通じ、商流と物流が一体となった販路開拓などに取り組むとともに、外国人観光客への道産品の販売ノウハウを道の駅に伝えるなど、地域の幅広い事業者による海外需要の獲得に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

こうした取り組みを通じまして、世界に売り込む視点を、事業者を初め、道民の皆様と共有しながら、海外展開に挑戦する機運を道内各地に広げるとともに、本道の強みである食と観光が一体となり、オール北海道で販路拡大に努めるなどいたしまして、海外の成長力を積極的に取り込んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 道見委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 私から、まず、観光政策について伺います。

稼ぐ観光をキーワードに、幾つか伺っていきたく思うのですが、まず、稼ぐ観光のマーケティングのあり方などに関して、稼ぐ戦略について伺います。

これまでも数度議論させていただきましたけれども、入り込み数では、必ずしも稼ぐ指標にならず、逆に、稼ぐために何をするのか、地域の関係者の皆さんが集中して考えることを妨げるものになっているというのが私のこれまでの主張です。

そのことを道としてどのように受けとめられてきたのか、まず伺います。

道としては、稼ぐ観光によって、北海道の各地域にどんな変化を実現しようと考えているのか、伺います。

あわせて、その変化を実現するために、どのような戦略のもとに、どのように成果測定指標を掲げ、行動する考えか、伺います。

○内田尊之副委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 稼ぐ観光についてですが、道の観光入り込み客数調査は、地域における観光客の状況や観光消費単価を把握するもので、道の観光振興施策の立案に活用するとともに、観光関係者の戦略づくりに寄与しているものと認識しております。

道といたしましては、それぞれの地域において、観光を地域の活性化のための手だてとして捉え、より幅広い分野の関係者が連携しながら、おのおのが稼ぐ観光を目指すことにより、魅力ある観光地づくりや新たなビジネスの創出を図っていくことが重要と考えているところであります。

こうした取り組みを促進するためには、地域のマーケティングやマネジメント能力の向上を図り、地域が稼ぐ力を発揮することが重要であり、そういった活動の中心となるDMOの形成、確立について支援しているところであります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 入り込み数とかDMOについて全否定するつもりはありませんけれども、私が申し上げたいのは、1万円のお客さんを100人入れるのと、10万円のお客さんを10人入れるのとでは、売り上げは一緒ですが、従業員満足度も顧客満足度も変わってきますよね。そういう観光地をつくらなきゃいけないのに、入り込み数、入り込み数と言うのはどうなのかという話を8年ぐらいずっとさせていただいています。

引き続き議論させていただきたいと思いますが、稼ぐ観光という観点から、欧米市場への対応についての考え方を伺います。

外国人観光客の入り込み数の500万人という目標は、いわばかけ声と認識させていただきますけれども、その中で、欧米市場について、27万人の目標を掲げていらっしゃいますが、ちょっと一くくりで、余りに大まか過ぎるような気がします。

欧米市場のどこに、どうターゲットを絞るのか、現在の考え方があればお示してください。

○内田尊之副委員長 国際観光担当局長近藤裕司君。

○近藤国際観光担当局長 欧米市場への対応についてでございますが、欧米諸国からの観光客は、滞在日数が比較的長く、そのため消費額も大きいなど、本道経済にとっても有望な市場となることが期待できるものと認識してございます。

このため、道では、昨年度、アメリカ、イギリスなど欧米の5カ国を対象に、道外空港でのアンケート調査や、在日欧米人との嗜好検討会など、欧米の方々の視点に着目したニーズ調査を行うなど、取り組みを強化してきているところでございます。

道といたしましては、こうした調査の結果を踏まえ、東京、京都などのいわゆるゴールデンルートを訪ねる旅行者と、スキーやバードウォッチングなど特定分野に関心がある旅行者の二つのターゲットを設定いたしまして、アウトドア専門誌の関係者の招聘など、市場特性に応じたプロモーションや、オンライン旅行会社を活用した需要喚起、ガイド育成研修による受け入れ体制の充実など、欧米市場のニーズに沿った効果的な誘客を進めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 今、後半のほうでおっしゃったアウトドア系のところは、私も認識が一緒です。

北海道は、言うまでもありませんけれども、自然環境、食の宝庫でありまして、だからこそ、世界の観光地として何を売り出すのかというポジショニングを明確にしなければいけないと思っています。

その選択肢の大きな一つとして、物言いとしてはちょっとあれですけども、例えば、バリだったら、神秘の島とか、世界一の体験アドベンチャーアイランドとか、スイスだったらこういうイメージというのが世界にあるように、それをしっかり大きな柱に据えることによって、お客さんが大体想定できますから、そのための移動手段は何か、宿泊はどこか、そういう人たちが好む食事は何かというプログラミングがしやすいと思うのですが、北海道のポジショニングを明確にしないプロモーションは非常に無駄であると私は思っています。

道として、これまで、観光振興機構や運輸局などの関係者とともに、北海道のポジショニングについて共通意識を持つような議論の経過はあったのか、また、現在の認識について伺います。

○内田尊之副委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 北海道観光のポジショニングについてでございますが、広大な北海道は、自然景観や食、生活、文化、産業など、それぞれの地域が特徴ある観光資源を有しており、こうした観光資源をターゲットごとに適切に訴求していくことが重要でございます。

一方、個人旅行の増加に伴い、道内の観光地を足早に回るだけの旅行から、長期に滞在しながら、その地域ならではの生活、文化やアウトドアを楽しむことを目的とした旅行が注目されるなど、観光客のニーズは刻々と変化しており、例えば、欧米市場に対しては、アドベンチャーツーリズムを訴求するといった取り組みが求められているものと認識しております。

道としては、今後とも、北海道運輸局や観光振興機構と連携し、情報の共有に努め、各地域の魅力を最大限発揮できるよう、ターゲットに対応した事業展開を行うなど、外国人観光客の効果的な誘客に努めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 次に、マーケティングの重要性について伺いますけれども、ポジショニングが明確じゃないとか、入り込み数の指標だけが先走りすると、とりあえず人が来てくれたらいいから、IRも含めて、いろんな施設があったら人が来るのじゃないかという発想になりがちですよ。

必ずしもそれは否定しませんが、私としては、マーケティングは販売とは異なりますから、少し乱暴な言い方をすれば、どんなお客様に、これから50年、100年にわたって北海道を選んでいただきたいのかということについて、性別や年齢、そのバックグラウンドも含めてしっかり考えないと、観光として勝てないということを申し上げたいのです。

もし、それが行政組織として難しかったら、税金の無駄なので、プロモーションはやめたほう

がいいと思っているのですけれども、マーケティングの重要性についてどう考えるか、改めて伺います。

○近藤国際観光担当局長 マーケティングなどの取り組みについてでございますが、外国人観光客の拡大に向けましては、新たな観光客をふやすとともに、北海道に何度も訪れたいというファンの確保、拡大が重要であり、道内各地のさまざまな観光資源を生かしながら、多様なニーズに対応していく、マーケティングの取り組みが必要と考えております。

外国人観光客は、その国や地域、性別、年齢などにより嗜好が異なること、また、来道回数の違いなどにより本道の認知度とかニーズが異なることから、道では、観光振興機構と連携しながら、旅行博でのアンケートやオンライン旅行会社を通じた調査などにより、本道観光に対するニーズの細やかな把握に努めているところでありまして、こうした調査結果を分析し、道内の各地域において、観光資源の発掘、磨き上げや観光商品づくり、さらには、効果的なプロモーションに生かしながら、引き続き、全道での観光客拡大に向けた取り組みを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 今まで、北海道観光のポジショニングという話をさせていただいたのですけれども、そもそも、観光振興機構があつて、道庁があつて、運輸局がある中で、観光振興機構や運輸局とちゃんとすみ分けをして、道のポジショニングはここだということをしっかり決めたほうがいいのじゃないか、そういう視点で、次の質問に移らせていただきます。

稼ぐ観光のための宿泊業のあり方ということで、宿泊業の実態について把握をされているのかどうか、伺いたいと思います。

民泊新法などの議論が進む中、先ごろ、北海道においても、良質なサービスを提供することを目指す民泊事業者の団体が設立されましたが、札幌国際大学総合研究所研究員の藤崎達也さんの調査によりますと、民泊事業者の7割は事業規模が500万円以下という現状であり、全体の民泊市場は35億円程度とのことでした。

現在、総合政策部を中心として、民泊に関して議論が進められているとは承知していますが、その中で、既存の宿泊業を、市場規模が35億円程度の民泊業が圧迫するという声が上がっているということです。

道としては、北海道の宿泊業全体の事業規模や利用状況の地域ごとの特徴など、北海道の宿泊業の実態、また、宿泊業における道内資本と道外資本の内訳などをどのように把握しているのか。これは、入り込み数より大事な把握だと思いますけれども、どのように把握しているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 観光局参事内藤智之君。

○内藤観光局参事 宿泊業の実態把握についてでございますが、道内に所在する旅館業法に基づく宿泊施設は、平成27年度末で4864施設で、道内の主要観光地の宿泊施設の客室稼働率は、28年度の平均で57.7%となっており、道では、全道規模の宿泊業団体との意見交換などを通じまし

【第2分科会 10月2日 第3号】

て、本道の宿泊業の現状や課題の把握に努めているところでございます。

また、宿泊業における道内資本と道外資本の状況につきましても、庁内の関係部局や保健所設置市と連携して確認しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関や団体との情報交換を密に行い、本道の宿泊業の実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 るる御答弁いただきましたけれども、把握していないということですよ。それは総合政策部で議論していることですが、日数の制限とかを、国の政省令というか、国の要領を超えて制限する合理的な根拠に欠けると私は指摘させていただきたいと思います。

続いて、民泊の動きと連携した観光政策の動向などについて伺いたいと思いますが、先ほどの札幌国際大学の藤崎先生の調査の中では、道内の民泊利用者の状況については、7割以上が外国人の方で、20代から30代が8割以上と、既存の宿泊業との競合は考えにくいわけです。

また、民泊を実際にやられている事業者の方は、いろんな形態の方がいらっしゃいますけれども、経営者の3割が女性です。しかも、インターネットリテラシー——ネットでの発信力や信頼度が高い人たちが多いのも特徴でありまして、パイを奪うのではなく、むしろ、地域の魅力を発信し、リピーターの確保につながる可能性が高い事業者の人たちであります。

他県においては、民泊と連携した観光事業者の動きも見られまして、宮城県では、旅行会社大手のJTBと民泊サイトが提携したり、瀬戸内では、家1軒の丸ごと貸しというような民泊サイトが、瀬戸内の魅力を世界に発信する事業をスタートさせると聞きます。

他県の、民泊新法と観光施策の連携の動向を道としてどのように把握しているのか、伺います。

○内藤観光局参事 他県における、民泊と観光施策との連携についてでございますが、民泊につきましては、都市部では、住民の安全や衛生面など、地域の生活環境に影響を及ぼすとの懸念が指摘されている一方で、地方では、空き家の有効活用や交流人口の拡大などが期待されていると認識しているところでございます。

こうした中、瀬戸内の7県の観光振興を図る官民組織であるせとうちDMOでは、古民家を宿泊施設として再生し、民泊仲介企業と提携して、外国人観光客向けに紹介するといった取り組みを行っているものと承知してございます。

道といたしましては、今後、他県や民泊にかかわる企業の動向を注視し、地域の観光振興に資する、民泊サービスと連動した観光振興施策の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 指摘させていただきます。

民泊については、都市部では、住民の安全や衛生面など、地域の生活環境に影響を及ぼすとの懸念が指摘されているということも、確かに一部の報道などがありますけれども、例えば、柳川では、まちなかで、古い商店街を活用して——インバウンドの人は、1泊2万円ぐらいだと全

然とれないですよ。そこは、別に文化財とかじゃなくて、北海道にもあるような普通の日本家屋で価値を出してやっています。そういうところもありますから、レセプション機能とか衛生面の仕組みをしっかりとる中で取り組むことができるということを指摘させていただきたいと思います。

また、大手不動産会社や一部の民泊サイトが考えていると言われる35室以上の大型民泊マンションなどは、ちょっと誤解を生じる言い方かもしれませんが、残念ながら、従来の宿泊業、観光業の方たちが行ってきた囲い込み観光になってしまう可能性があるのです、それは逆に制限をするべきだと私は思いますけれども、まさに道が進めようとする稼ぐ観光や地域丸ごと観光地というのはDMOの本質ですよ。

この方たちは、補助金を当てにしないで、個人でDMOをやっているようなものですから、地域丸ごと観光地にしようという、まさに道が進めようとする政策の延長線上にある小さな観光起業家や、観光まちづくりの実践者が支援されるような政策展開が望まれると指摘させていただきたいと思います。

一方で、既存の宿泊施設への支援の考え方についてですけれども、小さなゲストハウスでも、先ほど申しましたように、セグメントなどをしっかりして、どんな人に来てほしいかというふうに行っているところは——今、ゲストハウスも乱立していて、低価格競争に陥ったところは大変厳しいのですけれども、ちゃんとセグメントをして、こういう人に来てほしいということをちゃんとやっているところはどんどん生き残って、地域にもいい価値を発信しているのです。

それでは、一定の客室数を持つホテルをどのように支援していくべきなのか。ホテルの中でも、温泉地だけで完結して、地域経済に関心のないホテルもあれば、地球環境の保全や、その地域のまちづくりに貢献しているホテルもありますから、地球環境の保全や地域経済に少しでも貢献しようとする意欲があるホテルを応援する仕組みをどのように考えるかということをお自身も考えているところであります。

最近、ヨーロッパなどでビオホテルというのが動き出しまして、日本においてもビオホテルが認証されました。ビオホテルというのは、建築の過程から地元の素材や建材を使い、食事には現地のものを使い、化石燃料を極力使わないことが基準となっています。

ちょっと長くなって時間が心配ですけれども、私がこのことを発想したきっかけは、東神楽のあるクリーニング屋さんでして、そのクリーニング屋さんは、今、ニセコまでリネンを配達しているのです。というのは、ニセコの外国資本のホテルでは、化石燃料を使わないリネンじゃないと泊まらないというお客さんがもう北海道にも来ているのだそうです。

ところが、北海道では、国立公園内、国定公園内の宿でも、まだ合成洗剤のシャンプーが平気で置かれているような状況で、このセンスを変えていかなければいけないというふうに思っています。

北海道の観光地が世界から真に選ばれるために、既存の宿泊事業者は環境基準の強化に努め、道は、それを積極的に検証、支援する枠組みの検討が必要であると考えます。

【第2分科会 10月2日 第3号】

私自身は、今後、宿泊税などの導入の検討とその税の使い方に関しては、こうした枠組みも視野に入れて制度設計をするべきだと考えます。

道としての宿泊業支援の考え方について伺います。

○内田尊之副委員長 観光局長多田聡史君。

○多田観光局長 宿泊業への支援についてでございますが、本道の宿泊業は、観光関連産業の中核を占め、地場産品の調達や雇用の創出など、地域経済の活性化に大きく寄与していると認識をいたしております。

こうしたことから、道では、宿泊施設の新増設や改修、観光客の受け入れ体制の整備に対する支援としまして、融資制度を設けているほか、学生、求職者を対象としたインターンシップや、従業員向けのインバウンド対応研修を実施するなど、宿泊業における人材の育成確保に取り組んでいるところです。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みにより、宿泊施設の環境改善や人材育成などを進めるほか、環境に優しい宿泊施設の取り組みを紹介するなど、本道観光の満足度の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 次に、私自身が道に期待する役割として、例えばということで御提案したいのですけれども、本物のエコツーリズムの推進です。

過去に、道か観光振興機構が、ちょっとエコ旅みたいなものを行ったことがあるような気がするのですけれども、ちょっとじゃだめなのです。

例えば、北海道150年を記念して、15万円とか150万円かかってもいいので、新千歳空港に着いてからの交通機関は、馬車か自転車か水素自動車、宿泊施設も、開拓の村の施設とか地域の廃校を活用した施設、あるいはグランピングなど——残念ながら、今、北海道ではビオホテルに相当する宿泊施設が私は思いつかないので、そういうふうに言ったのですけれども、食事も、全て道産素材の最高の食材を楽しめる旅行です。伝説になりましたけれども、松前の旅館で、20万円ランチをやったところも出てきています。

裾野を広げるためには、ピラミッドのてっぺんを誰かがつくらないといけないし、例えば、松前の20万円ランチでは、地元の漁師さんが自分たちの仕事を誇りに思えるようになった、そういう観光を、北海道150年の記念に開発してはどうだろうかというふうに思います。

道として、環境に配慮した旅行商品の開発に、これまで、どのように取り組み、今後、どのように取り組む考えか、伺います。

○内藤観光局参事 環境に配慮した旅行商品の開発についてでございますが、環境に優しい移動手段による周遊観光は、雄大な自然環境に恵まれた本道ならではの魅力を味わえますことから、道では、小道を散策して楽しむフットパスや、自転車、カヌーなどを利用した観光ルートづくり、また、根室地域での、風景を鑑賞しながら長い距離を歩くロングトレイルの旅行商品化といった取り組みに対して支援しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、本道に優位性のある自然や歴史、文化などの観光資源を生かしたエコツーリズムといった地域の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 観光問題の最後に、人材育成について伺います。

私としては、道庁が今集中して行うべき本丸は人材育成じゃないかと思っておりますが、決して難しいことを言っているのじゃありません。

例えば、経済部だと思うのですが、フード塾をやられていますよね。フード塾は、漢方薬のように、じわじわと地域に効いてきているなというふうに私自身は感じています。

そうしたフード塾のような、アウトドアガイド人材の育成に絞った養成塾を、海外からの移住希望者も含めて広く募って実施してはどうかと考えます。その塾生のネットワークが、北海道の価値を世界に発信するネットワークになるよう、人材育成塾の必要性などについて所見を伺います。

○**内田尊之副委員長** 経済部観光振興監木本晃君。

○**木本経済部観光振興監** 観光人材の育成についてでございますが、道では、北海道独自のアウトドア資格制度により、一般の方々を対象としたアウトドア講習を行い、アウトドアガイドの裾野が広がるよう取り組みますとともに、アウトドアガイド資格者のレベルの維持向上に努め、また、アウトドア事業者に対しましては、外国人観光客に向けた研修を実施するなど、ガイド能力の向上を図ってきたところであります。

道といたしましては、今後とも、アウトドアガイド資格制度の適切な運用やネットワークづくりに努めますとともに、道内の各地域が、観光資源を生かした地域ならではの体験型観光などの取り組みを行っていただけるよう、人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 次に、給油所過疎地対策について伺います。

この問題は、持続可能な地域経済を支えるエネルギー政策であり、観光インフラの問題でもありと考えています。

経産省としては、地域の燃料アクセスを維持するために、自治体が率先して、市町村ごとに対話や協議の開始や、自主目標の設定、自主行動計画の策定を求める方向で取り組みを進める予定とのことですが、道内の市町村の状況をどのように把握し、道としてどのように取り組むべきと考えるのか、見解を伺います。

○**内田尊之副委員長** 環境・エネルギー室長中島俊明君。

○**中島環境・エネルギー室長** S S 過疎地への取り組みについてでございますが、S S 過疎地は、市町村内のS S の数が3カ所以下の自治体と定義されており、平成29年3月現在、道内では、S S が3カ所の町村が31、2カ所の町村が23、1カ所の町村が8、合わせて62町村となっております。

国では、S S 過疎地対策として、市町村に対し、関係者によるS S 維持に向けた対話や協議の

開始などを促している」と承知しております。

道といたしましては、地域におけるSSの状況について、きめ細やかな実態把握に努め、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう、市町村が主体的に行う取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

○広田まゆみ委員 次に、自動車燃料の化石燃料からの脱却の取り組みについて伺いますが、今の御答弁でも、何か緊張感がないような気がします。

今のJR北海道の問題に対する反省を踏まえれば、鉄路の問題を含め、地域の公共交通の持続に必要なことは、モータリゼーションへの依存度が高い北海道において、代替燃料の確保が喫緊の課題であるというふうに思っています。

また、観光という側面からも、スイスの観光地のツェルマットにおいては、水力発電所由来の電気自動車あるいは馬車のみの交通しか認められず、それでも世界有数のリゾート地として、観光税などの収入で、地域の学校や医療機関などについても地域経営を行っているというふうに聞いています。

水素自動車などの研究開発も進めていただいていると思いますが、もうちょっとローテクなバイオディーゼル燃料など、化石燃料脱却の取り組みはどのようになっているのか、課題、障害となっているものは何か、伺います。

○内田尊之副委員長 環境・エネルギー室参事佐藤隆久君。

○佐藤環境・エネルギー室参事 今後、普及が期待される自動車についてでございますが、二酸化炭素を排出せず、環境性能にすぐれた電気自動車や燃料電池車の開発、導入は、国内はもとより、世界の趨勢となっているものと認識しております。

こうした中、その普及に当たりましては、運行距離など利用効率の向上やコストの低減、充電施設や水素ステーションなどインフラの整備が課題となっているところでございます。

こうした課題に対応するため、国では、技術開発や実証実験などに取り組んでいるところであり、道といたしましても、こうした国の動きを的確に捉え、新エネルギーの活用も視野に入れながら、環境に優しい自動車の普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 私としては、水素自動車とか、ハイテクで、冬も夏と同じスピードで、同じ利便さということでの代替燃料ではなくて、本当に地域でしっかり生産できるような自動車の代替燃料についても、機種を含めて検討いただければと思っております。

次に、今度はハイテク部門のほうに行くかもしれませんけれども、自動車産業などの誘致推進に向けた産業用ヘンプの活用可能性の検討について伺いたいと思います。

まず、自動車産業の部品調達率について、現状はどのようになっているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 産業振興課長新津健次君。

○新津産業振興課長 自動車産業の部品調達率についてでございますが、道では、平成16年から、道内の大手立地企業の6社を対象に、量産部品の道内からの調達状況について調査を行って

きたところでございます。

平成28年度の調達率は、前年度の18.3%から2.3ポイント増加し、調査開始以来、初めて20%を超えて、20.6%となったところであり、今後とも、道内企業の競争力の強化やマッチング機会の創出などにより、自動車産業への参入を促進し、道内からの調達の拡大に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 部品調達率が少しずつふえているということですが、これが本当に道内への技術移転になっているかどうかは評価が分かれるところかもしれないと思っております。

次に移らせていただきますが、企業誘致における北海道の優位性について伺います。

以前、北海道では、例えば、用水や電気等、土地の安さなどを一つの優位点として、企業・工場誘致などをされてきたと伺ったことがあります。今時点でどのように考えているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 立地担当課長北村英士君。

○北村立地担当課長 企業誘致における本道の優位性についてであります。道では、これまで、冷涼な気候に加え、豊富に賦存する多様な自然エネルギー、土地の安さなどのほか、首都圏等との同時被災リスクの低さなど、本道の優位性を、道外で開催するセミナーや企業訪問などを通じてPRしてきたところであります。

こうした中、本道に立地した自動車関連企業の事業の拡大に伴い、部品工場や関連するメンテナンス工場などの立地が進んでいるところであり、今後とも、本道の優位性を生かし、企業誘致活動を進めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 そういう安さということよりも、やはり、北海道でなければできない素材でしっかり勝負をして、地域にお金が循環していくことが必要だと思うのですけれども、知事が、引き続き自動車産業などの誘致に力を入れているということですので、自動車部品の調達の動向などについて伺いたいと思います。

世界の自動車部品の調達の動向を見ますと、例えば、私自身も現場を見せていただきましたけれども、ドイツのメルセデスベンツなどのように、食料と競合しない栽培が可能な自然素材を使うことが企業の使命となっておりまして、そういう世界の動向をどのように把握しているのか、また、日本国内のトヨタなど自動車メーカーの動向をどのように把握しているのか、伺います。

○新津産業振興課長 各国の自動車部品の素材調達についてでございますが、これまで、海外では、メルセデスベンツ、BMW、ロータスなどが、ヘンプ繊維やココナッツ繊維、ジュートなどを活用したバイオプラスチック素材を内外装材として使用しておりますほか、国内においては、トヨタ自動車の一部の車種で、ケナフ繊維がドアやシートの内装部品の素材として採用されているところがございます。

こうした植物を由来とした素材は、コスト面で課題がありますものの、製造過程における環境

【第2分科会 10月2日 第3号】

負荷の低減や、自動車の軽量化による燃費の向上などのメリットがありますことから、自動車メーカーにおいても、さまざまな素材の研究開発が進められてございます。

道では、今後とも、中京圏に配置したコーディネーターなども活用しながら、自動車関連分野の研究開発や部品調達の動向について把握していく考えでございます。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 これも北海道のポジショニングの問題だと思うのですけれども、北海道の優位性をどこに置くかということだと思います。

ここで、企業と研究機関が連携した産業用ヘンプの産業化のための実証実験などについて伺いたいと思います。

北海道でもいろいろ試験研究が進められていますけれども、既に、ヨーロッパでは、俗に無毒大麻と呼ばれる、THC成分が0.03%以下の産業用ヘンプの産業化のために適した品種改良や栽培方法が、大学や研究機関などで40年以上にわたって蓄積されています。

産業界では、自動車の内装品のみならず、断熱材やヘンプクリートと呼ばれる住宅建材など、さまざまな用途で活用されていました。

これは、別に環境のためにいいことをするのではなくて、グローバリズムの中では、こうしたことをしないと、特に中小のところは生き残れないということで、中小企業の方たちも大変挑戦をされているという現場を拝見してきたところです。

私としては、公的研究機関と企業が連携して、北海道の遊休地などを活用した産業用ヘンプの栽培の拡大や、特例として貿易にかかわる政省令を緩和し、いわゆる無毒大麻——産業用ヘンプの種子の輸入について、経済産業省にも働きかけるべきと考えますが、見解を伺います。

○内田尊之副委員長 産業振興局長野村聡君。

○野村産業振興局長 産業用ヘンプに関する取り組みについてでございますが、産業用ヘンプは、衣服の素材や住宅用建材、自動車内装材など、多様な用途への利活用が期待される一方、産業化に当たりましては、種子の確保や寒冷地での栽培技術の確立といった課題もあるため、道では、栃木県から種子を譲り受け、試験研究機関が栽培試験を実施してまいりましたほか、生産者や事業者が、海外産の種子を輸入して栽培する手法について検討する動きもあるものと承知してございます。

海外産の産業用ヘンプの種子は、輸入貿易管理令などによりまして、熱処理等によって発芽ができない状態でなければ輸入できないという規制が存在しており、こうした規制の見直しに向けましては、実際に栽培する方々、あるいは、産業用ヘンプを加工して製品化する方々の確実な需要の存在が不可欠となりますことから、道といたしましては、栽培者はもとより、製造業者等に関する道内外の情報の把握に努めてまいりたい、このように考えてございます。

○広田まゆみ委員 最後に、北海道でなければならない観光振興、産業振興に向けて、ともに努力をしていきたいということを申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 広田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月3日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時18分散会